

第
一
部

外國貿易原論

自序

開國以來、わが日本國における經濟上の進歩は、頗る顯著にて、特に明治二十七八年以後に至りては、東洋の形勢の變動とともに、益世界各國の競争場裡に入り來り、今や外國貿易上の關係は、國民經濟の大問題となりぬ。この時に當り、本書を著はして世に公にす、また、聊か國運の勃興に伴ふ商業教育の必要に應ぜむとするのみ。もし、區々たる小冊子、幸に初學者研究の一資料たるを得ば、著者の望は、則ち足れり。

外國貿易の事は、經濟學上最も困難なる問題に屬す。これを解説するは、更に至難の事業なり。今、余みづから描らず、敢て錯雜せる諸家の説を參酌して、この難問に當らむとす。この書の不完全なる謗りは、固より辭せざるところなり。然れども、讀者まづ經濟學の原理に通じたる後、これを繙かば、庶幾は、その大要に通ずることを得む。

本書の稿を起すに際して、參照したる書籍は、數十卷の多きに及びたれど、今煩を厭ひて一々ここに掲げず。ただ、卷末に附したる註釋中に、その手近きもの二三を擧げたり。

本書の出版に際し、余の師にて同窓の先輩たるドクトル福田徳三先生の校閲を受け、なほ、その他種々の配慮を辱

うしたるは、余の最も感謝するところなり。謹みて、ここに、これを特記す。

明治三十六年一月東京駒込の寓居にて

上田貞二郎 識す

凡 例

一、本書は、甲種商業學校經濟學教科用または一般の參考用に充てむ目的にて、編纂したり。

一、外國貿易の原理は、經濟學中の種々の問題とあひ關係せり。讀者、もし、これを研究するに際し、價格論・分業論・貨幣論・恐慌論および財政學中の租稅論等を參照せば、ひとり、外國貿易論を完全に了解するのみならず、また、經濟學全體に通じて、その智識を深くすることを得べし。

一、外國貿易論は、商業史とあひ並びて研究せらるべきものなれば、本書も、また、歴史上の事蹟を述べて、理論と對應せしめたる所少なからず。讀者は、これらの條に來るごとに商業史または普通の歴史を繙きて、その時代の大勢を明かにせむことを望む。

一、本書は、讀者をして、一貫せる思想を得しめむことを勧めたれば、各章中、特に、款項節目の類を設けず。また、前後の連絡を全うせしめむために、各章の要領を目錄中に摘記したり。讀者は、つとめて、これを利用せむことを望む。

一、本書の稿を起すにつき、參照したる著書雜誌の類數十卷あれども、煩を厭ひて、一々、これを掲げず。

明治三十六年二月

著 者 識

目 次

第一章 交換の方法、および商業の歴史的發達……………二四

交換とは何ぞ—ブエッヘル氏の經濟史論

第一、家内經濟時代—現時の蠻人—古の 그리스 およびローマー—中世の莊園

第二、都府經濟時代—中世のバード—市—農工分離

第三、國民經濟時代—商人の發生—金錢の流通—マーカンチリズム—現今の國際貿易—本書の目的

第二章 商業の經濟上における作用……………二〇

商業とは何ぞ—商業の作用—普通の學說(生産費の減少)—他の觀察

第一例、一方的の場合 第二例、雙方的の場合

第三例、生産力少なき地方の商業—商業の根本的性質(地方的分業)—地方的分業の利害

第三章 外國貿易の內國商業と異なる所以……………二五

第一の相異(局面の大小) 第二の相異(國の内外)

國の經濟的意義—舊學者の説明(資本勞力の不流通)—新學者の反對說—社會學的觀察—事實の觀察

—リストの名言—戦争と内外商業と—戦争と地方的分業と—他國の商業政策—殖民地の貿易

第四章 リカルドの學說(その一、國際貿易論)……………三

リカルドおよびその祖述者並びに反對者—比較的生産費の説—批評

一、ミルの例は、極端の場合なり 二、演繹法の前提

その一、資本勞力の不流通 其二、貨幣を用ひざること—ミルの説明—レキシス氏の攻撃—

リカルドの學說の價值

第五章 リカルドの學說(その二、國際價格論)……………完

國際貿易の原理と、國際價格の原理と—國際的需要平均の説—批評

一、壘國派の價格説と、國際價格論 二、歴史派一部の反對説

三、クルノーの反對説 四、ニコルソン氏の研究—複雑なる場合の説明

一、報酬遞減の法則および報酬遞増の法則

二、運搬費保險料等 三、數種の貿易品

四、數箇の貿易國—販路の競争

第六章 外國貿易と貨幣および國際債務……………完

貨幣の國際價格—貨幣の特質—貨幣論の説明と、國際價格論の説明と—貨幣の價格に關する異説—

不換紙幣の場合—金銀比價の變動—國際債務—國際債務と、商品の輸出入超過と—外國爲替の作用

—先進國と、後進國と(外資輸入)

第七章 外國貿易と恐慌…………… 壹

恐慌の起源—恐慌に關する學說の變遷、恐慌の根本的原因(近世的企業法)—古の饑饉と、今の恐慌と—十九世紀の恐慌の原因—外國貿易と、恐慌と—やや古き學說—恐慌の度數および程度—戰爭と、恐慌と—外國貿易の爲めに生ずる恐慌(二つの原因)—外國貿易政策と、一般恐慌救濟策

第八章 國際分業の成立および變動…………… 壹

地方的分業の發達—國際分業(外國貿易)—國際分業の生ずる所以—各國の自然的、および、人文的状態の相異—國際分業の變動—航海上の發見—交通機關の施設—技術上の發明—戰爭および政策—商工業國と農業國—商工業と、文明と—文明國は、商工業を要す(第一の結論)—リストの商工業論—商工業は、文明の進歩を促す(第二の結論)—長足に、かつ、無限なる進歩

第九章 自由貿易論、對、保護貿易論…………… 壹

自由および保護の論争(關稅の廢置論に過ぎず)—絶對的自由放任說の誤謬—自由貿易論を含める眞理—諸の保護論

一、保護は、戦時の危険を豫防す 二、保護は、恐慌を救濟す

三、保護は、國民の産業を多様ならしむ 四、防衛關稅の説

五、教育關稅の説—リストの大議論—輸出稅および輸出獎勵金—政策の妙は、時勢の潮流に乗ずるにあり

第十章 日本と外國貿易…………… 六

經濟上事實論の困難—外國貿易の大國および小國に對する價値の相異—維新以來、日本における地方的分業の擴張—日本の國勢の變遷—貿易品より觀察す—食料供給の點より觀察す—わが工業膨脹の限度—維新政府の産業政策—わが工業發展の三期—今後は即ち膨脹時代なり—關稅以外の貿易獎勵策—今後の關稅政策の原則は、自由貿易たるべし—例外として教育税を用ふることあらむ

附 錄

外國貿易原論註釋

外國貿易原論

ドクトル・デル・スタ
アツヴェキルトシヤフト

福田 徳三 閱

商 業 學 士 上田 貞二 郎 著

第一章 交換の方法、および商業の歴史的發達

交換とは、或二人、もしくは、二團體の各方が、互に、その所有する財産を、他の一方の所有に歸せしむる行爲なり。この二つの所有權なくば、交換は行はるべきものにあらず。昔時、アダム・スミスは、その著『國富論』の劈頭に、分業の利益を論じ然る後に、その分業の生ずる理由を説きて、「元來この分業といふものは、人類の智識によりて、意識的に執行せらるにあらず、實に、交換せむとする人間の天性に基因するものなり。」^(c)といひ、恰も、人類は、先天的に交換を好む動物なるがごとく考へたり。されど、この説の生じたるは同氏の時代に、學問の進歩なほ、今日のごとくならず、學者研究の範圍も、また、狭小なりしがために、輒近に至り、發達したる社會學・法理學・人類學、および、歴史の豊富なる材料によりて見るときは、全く、その論理を轉倒せざるを得ず。即ち、分業は交換の結果にあらず、交換は、却つて、分業より後れて發生したり。されば、今日、普通に行はるる交換經濟は、人類經濟の原始時代より、存在したるにあらざるを知るべし。されば最近の經濟學者は、争つて、人類經濟發達の歴史を研究し

て、交換經濟は、いづれの時代より、いかにして勃興しきたりしかを、論ずるにいたれり。

獨逸國ライプツヒ大學の教授ブエッヘル氏の説に、人類經濟の發達期は、(歐洲にては)大略三つに分れたり。即ち、

第一、孤立したる家内經濟の時代、

第二、都府經濟の時代、

第三、國民經濟の時代、

抑、人類の原始的社會は、血族關係をもてるものの團體にて、その後に至り、或は、異血族者を包含するに至りたるも、その社會は、必ず、一個の家屬をなし、家屬内の需要は、専ら、家屬内の生産をもつて満足せらる。この家屬は、或は、リヴィングストンの見たる、中央アフリカの土人のごとく、不完全なる農業と、簡易なる二三の工業のみを知れる、蒙昧なる蠻人の部族たることあり。或は、一箇にして、その内に、百四十六の異なりたる分業を營みたりといふ、ローマの、富裕なる家長的門閥たる事あり。また、或は、原始の血族團體の分れて、幾多の小家族をなし、なほ、一地方に群居する、露國の「ミール」のごとき、村落社會たることあり。されど、その同一なる家族的經濟の内にて、生産、および、消費をなして、部内の慾望を満足せしむるは、異なる所なし。かくのごとく、家内經濟の時代は、一社會の内には、ただ、分業のみありて、交換といふ事を知らざりしが、異なりたる社會の間には、分業と共に、交換、もしくは、交換に類似する、現象を發見する事少なからず。現に原始的人民として知らるる、アフリカの内地、または、南洋諸島の土人につきて觀察するも、なほ、多少の、地方的生業の特殊なるもの存在し、部族間に、その特産物の交換の、行はるる事を知るべし。蓋し、これらの特産物は、主として、その部族の棲息する地方の、自然的狀態の異なるにより、生ずるものにて、たとへば、或地方の地質が、陶土に富めば、その地方の部族は、

土器をもってその特産物とし、また、他の地方に、堅牢なる石材の發見せらるる時は、その地方の部族は、石斧をもつて、その特産物とし、更に、また、他の地方にて、海濱に森林の繁茂するものあれば、その土民は、小舟をもつて、その特産物とするが如き類なり。然れども、これらの蠻人が、その特産物を交換するを見て、直ちに、かれらの間にも、文明國の人民のするとき、交換の行はれしことを想像するは誤れり。素より、かれらの頭腦には、價格、または、市價インクイといふ觀念なく、その貨物を授受するは寧ろ、贈與、もしくは、朝貢に類する事多かりき。この贈與または朝貢の如きことは、交換の萌芽たること、疑ふべからざれども、また、これらの人民の行ふ交換は、決して、文明國民の行ふごとき、私人間の交換にあらざることを注意せざるべからず。なにとなれば、かれらは、既に、私有財産をもたざれば、おのれの私有權を、他人の私有權とすること能はざればなり。然れども、その酋長の、權力旺盛なるものにつきて見れば、かれらの間には、公經濟全く無くして、ただ、酋長の私經濟のみありともいふを得べし、従つて、その交換は、單に、私人たる酋長らの、交換と見るべき事あり。かくのごとく、原始的人民の行ひし交換は、交換なるごとく、贈與なるごとく、また、私有財産の授受なるごとく、共有財産の授受なるごとく、殆ど文明國民の想像し難き、一種の現象なり。また、いづれにするも、その交換は、通常の私人間に行はれずして、部族間に行はれしこと明なり。英國の經濟學者にて、特に、外國貿易に關する、有益の著述をしたる、バステブル教授のごときは、廣き意義にて、商業を解する時は、その、最も古きものは、國際的、即ち、族際インクワイ的インクワイなり、といへり。さて、右に述べたる所は、單に、原始的人民の交換に關するものなれば、これを、文化の進歩の度の、遙に異なれる、 그리스、および、ローマの家長制の家屬經濟（即ち、わが國上古の氏族制に當る）または、中世の始めにおける、西歐諸國の家屬經濟に比する時は、技術上にも、産業の組織上にも、著しき相違ある事を俟たず。然れども、その根本の主義に、大いなる徑庭なきことは、敢て、斷言せむとする所なり。即ち、 그리스、ローマ、カルセーデ等にては、強

大なる帝國起り、大規模の軍隊生じ、高尚なる哲學研究せられ、制度文物の偉觀、嚴然として、今人の眼を驚すに足れども、人がその經濟的慾望を満す方法に至りては、依然として、家屬内における奴隸の生産に待つ外なく、未だ、曾て、市價・地代・勞銀の類を見る事能はず。ロドベルトスの「オイコス經濟」^(四)は、即ちこれなり。降て中世、莊園の組織を見るも、また、然り。曾て、一部族として、歐洲の原野に彷徨したりし人民は、分れて多數の小家族となり、村落をなして、王公貴族、または、寺院の權力に服従すれども、その小家族は、各孤立の經濟を營み、災害不作に遇ひたる時に、稀に、隣人の扶助を受くるに過ぎず。これ、決して、交換にあらざるなり。ノルマンの征服以後の、英國の莊園は、王公ら、自家の私有地なる「デミーン」と、村民(その内にヴェラニ、ソクマニの區別のあり)の私有地とより成りしといへば、既に、土地私有の制ありしは明なれども、地主は、みづから、奴僕(セルヴェキ)を使役して耕作に従事し、王公は、自領の村民をして、義務としてその「デミーン」を耕作せしめしゆゑに、少しも、地代・勞銀といふものを見る事能はず。また、農民は、困難に際し、已むを得ずあひ救ふ事あるも、平常は、家内の分業によりて、その需要を満し居たるにより、價格、または、市價といふことを知らず。みづから耕して、みづから食ひ、みづから紡ぎて、みづから衣る民なり。然れども、既に、所有權の分れたる以上は、かくのごとき經濟の組織は、終に、漸次進歩する、經濟的慾望に應ずること能はざれば、何時しか、新なる時代に、遭遇せざるを得ず。これ、即ち、都府の發達なり。

中世、半開の人民は、村落をなし、その内にて、各自、孤立の經濟生活を營みたれども、精巧なる織物、珍貴なる裝飾品、東洋の香料のごとき、容積、甚だ小にして、價額、割合に高貴なる物品を、遠國より購入せしは事實なり。かの、プリニーが「自己の經濟によりて産出せらるべき物を、他より買ふ農夫は愚者なり。」といひしは、その反面に、自己の生産すること能はざる物品を他より買ふことの普通なりしを表するものといふべし。これ、實に、當時の

外國貿易たることを俟たず。然れども、都府經濟の時代に著しく發達せしは、この外國貿易にあらずして、寧ろ、一團體の内における、直接交換なり。蓋し、中世の「ブルグ」⁽⁶⁾は、その初め、單に、非常の際に、農民の避難する場所として設けたる、城壁の外ならざりしが、都府の人口増殖して、土地のみに依頼する事能はざるに至りて、農業の傍ら、種々の手工業⁽⁷⁾に従事するものを生じ、その生産物をもつて、田舎の農産物と交換する必要を感じ、ここに、初めて市⁽⁸⁾といふものおこれり。然れども、この市における交換の方法は、農民と、手工業者とがあひ會して、直接に、その産物を授受するものにて、この兩者は、互に、生産者たり、また、消費者たりしなり。されば、商人の在る所、市を要せず、市のある所、商人の用なき有様にて、當時の「カウフロイテ」「メルカトリース」「ネゴチアトリース」もしくは「エムプトリース」⁽⁹⁾といふものは、今日の商人のごとく、生産者と消費者との間に立ちて、交換の媒介を爲すものにあらずして、かの、直接交換に與かる人々に外ならず。かつ、その直接交換も、多くは、貨幣を用ひず、主として、物々交換の法によりしなり。尤も、この時代にも、細民は「その日暮し」の生活を營みし故に、一年一回の市にあらざれば、買ふこと能はざることき物品に關しては、常に、これを小賣する商人ありしなり。されど、卸賣商に至りては、全くこれを見ず。ただ、その土地に産出すること能はざる、二三の物品を、遠方より買ひ來りて、時々の大市に出だせしものあるのみ。然れども、農工の二業分立の端を開き、勞銀、および、地代の萌芽を生じたることは、實に、この時代の特色にて、以前に見ざる進歩なり。

時勢の推移は、晝夜の區別のごとく、いづれの時をもつて、都府經濟の時代終り、いづれの年をもつて、國民經濟の時代始まるといふ事能はざれども、知らず識らずの間に、その力を、社會の全面に働かせつつあり。市の設備は、専ら、同領内の人民が、直接交換の便を計るをもつて目的とし、他領の商人に對しては、或は、度量衡の法を嚴密にし、或は、特に、官吏の仲立を必要とするごとき方法を用ひて、専ら、その取引を妨害するに勉め、その他、大い

に、領内の新工業を保護して、他領産物品の、輸入を避けむとしたる結果、一時は、封建諸侯の支配の下に、自足的經濟の存立を見たれども、人民の慾望は、漸次、複雑多端に趣けば、到底かくのごとき方法によりて、これを満足せしむること能はず。これを満足せしむるものは、ただ、大規模の生産組織と、敏活なる交換方法とあるのみ。されば、貨幣の流通は、益頻繁となり、資本は、將來の生産を助くる要素として發生し、商人は、社會上、一個獨立の新階級として、あらはれたるのみならず、みづから、生産・運輸、および、販賣を監督して、近世的企業(九)を營むに至れり。従つて、勞働者は、勞銀をもつて雇はれ、分業は、同種の工業の内部に行渡り(一〇)、交換は、全く、間接となり、商品は、多くの仲人の手によりて、流通する勢を成せり。これ、國民經濟時代の特兆にして、今、この有様を、以前の狀態と比較すれば、交換は、家内經濟の時代には、未だ現れず、都府經濟の時代に入りて、はじめて、生産者と消費者との間に、直接に行はれ、最後に國民經濟の時代に至りて、終に、商業の仲立を見たりといふべし。また、物品についていへば、初めは、すべての物、みな、消費物たり、次には、貿易品たり、後に至りて、商品となれりといふも可なり。然るに、この時に世界の形勢は、航海上の大發見、戰術の進歩(一一)と共に、封建の制度を一變して、國民的國家(一二)を建立する機運に際會せしかば、右に述べたる自然の社會力(一三)は、君主の政策とあひ俟つて、終に、從來の都府經濟、即ち、各地方に、經濟上の割據をなす風を打破し、舉國一體の、經濟生活を營む事となれり。これ、國民經濟時代の稱ある所以なり。さて、この時代に、歐洲の君主、および、政治家の取りたる政策は、かの「マーカンチリズム」の主義にて、その目的は、内に、統一的國法を布くと同時に、外に、豊富なる殖民地を開き、關稅の制度を利用して、國民的工業の發達を容易ならしめ、金銀の輸入を奨勵して、内國商業の運轉を圓滑ならしめ、國民をして、一箇の經濟組織とならしむるにありき。されば、この「マーカンチリズム」といふは、決して、淺薄なる貴金主義にあらずして、實に、當時の、社會進化の趨勢に促されて、生じ來れる一大政策といふべきなり。

然れども「マーカンチリズム」の鎖國的政策は、畢竟、以前の莊園時代、または、都府時代の、自足經濟の範圍を推し擴めたるものに外ならず。されば人民の慾望の發達は、結局、これをして、前二者の覆徹を履ましめざるを得ず。されば第一には、機械の發明(三)によりて動かされ、第二には、交通方法の革命(四)によりて搖がされ、内國品の外に向つて、販路を求むる勢と、外國品の、内國の需要を充さむとする、勢とに推されて、終に、倒れたり。かくして各國民經濟、相互の關係は、愈、複雑頻繁となり、國際商業の發達は、國內經濟組織の擴張とあひ助けて、廣大なる世界的經濟交通の發達を見る事となり、人類の經濟が未だ曾て見ざる、一大活劇を現出するに至れり。これを要するに、近世の文明國民は、あひ依りあひ助けて、その日常百般の需要を満足せしむると同時に、この商業的活劇の場裡に、最も多くの利益を獲得せむとして、あひ競ひあひ争ふものなり。さて、本論に講述せむとする問題は、即ち、この活劇が、いかにして行はるるか、いかなる影響を、國內の經濟社會に與ふるか、國家は、いかなる政策を以て、それに對すべきかといふことなり。

第二章 商業の經濟上における作用

商業とは、貨物を買入れ、その形質に變更を加へずして、再び、これを賣却し、その市價の差異を以て、収益とする業務なり。されば、商人が、貨物を賣買、または、交換するは、單に、おのれを利せむとするものにて、社會の經濟に、いかなる利害あるかを問はざるなり。然る時は、個人の利益は、必ず、社會の利益と、一致するものにあらざる事は、近世の學者の、一般に認むる所なれば、商業が、社會經濟上、果して、いかがの作用あるかを論究するは、經濟學上、最も、必要なりといふべし。思ふに、最も、抽象的なる論法を以てする時は、商人は、自己の収益をし

て、大いならしめむとせば、必ず、安く買ひて、高く賣らざるべからず。さて、安く買はむには、その貨物の生産費の、最も少なき所にて買はざるべからず。また、高く賣らむとせば、その貨物の、最も大いなる、限界的效用ある所にて、賣らざるべからず。しかのみならず、その安き市場より、高き市場に、貨物を運搬するに、その費用の、最も、少なき方法を採らざるべからず。されば、商業のする所は、最小の犠牲をもつて、最大の効果を收むる事なり。

いかなる場合にも、商業が社會の利益を、増進せざるることなるべし。即ち、商業の發達によりて、生産費の減少を見ることは、機械の進歩によりて、人力、および、自然力を節減すると異なる事なし。然れども、機械の改良進歩につきて見るも、人は單に、その生産費の減少を來すといふ結論には、満足せず。進んで、その貨物の、從來の生産者は、これによりて、いかなる影響を受くるか、新機械の使用は、いかなる有様にて擴張せらるべきか、これらの問題を研究せむと勉むべし。されば商業の發達は、大體、社會の幸福を増進するは明なるも、なほ、その實際に立ち入りて、細論せざるを得ず。

今、ここに、甲と乙との地方ありて、その間に、新しき商業開け、甲より乙に、某の物品を輸送し始めたりとせば、甲における物品の生産者は、おのれの生産品に對する、需要の増加したるによりて利益を受くべく、また、乙における物品の消費者は、おのれの消費物の、供給を増加したるによりて、利益を受くべきは、疑ひを容れず。然れども、眼を轉じて、甲における物品の消費者と、乙における物品の生産者との地位を見れば、正に、反對の事實を發見すべし。即ち(第一)甲における消費者は、これによりて、一時、もしくは、永遠の不利を蒙るべし。詳言すれば、その物品の種類が、報酬^{ポイント・コンセンスト・タイン}常定の法則に従ふ貨物ならば、永遠には、利害を感ぜざるも、一時、その價格騰貴により、不利を蒙るべし。次に、その物品が、報酬^{ポイント・インクリメンツ・タイン}進増の法則に従ふ貨物ならば、永遠に利益を受くべきも、一時は同一の理由によりて、不利を蒙るべし。また、その物品が、報酬^{ポイント・ディメンツ・タイン}遞減の法則に従ふ貨物なる時は、一時の

みならず、永遠に、その價格騰貴の不利益に陥らざるを得ず。即ち、いづれの場合にも、多少の不利益を受くることを見るべし。また(第二)乙における、同一物品の生産者につきていへば、かれらは、その物品の種類のなたるに拘らず、永遠に、不利益なる競争に逢ひ、多くは、從來の事業を棄て、他業に轉せざるを得ず。さて、この轉業の、非常に困難なる時は、その事業に關係せるものは、資本家たり、労働者たるを問はず、一時は、恐るべき損害を蒙り、恐慌の悲運に陥り、甚しきは、その害毒、延いて、他業者におよぼすことなきを保せず。またこの例にては、乙なる地方が、從來その消費物を、みづから、生産せしものとして論じたれども、もし、この物品が、以前にも、同じく輸入品にて、その輸入元は、丙の地方なりしとする時は、甲乙間の、商業の開始と共に、乙は、甲と丙との生産品の競争市場となり、丙の生産者は、競争に堪へずして、前例における、乙の生産者と、同様の境遇に處せざるを得ざるに至るべし。

さて、前述の論は、單に、甲より乙、または、丙より乙への輸入商業のみ起りて、他に、いかなる變動もなき場合を假定したれども、抑、商業發達の状態は、かくのごとく、簡單なるものにあらずして、甲乙の關係は、多くは、同時に、乙甲の關係を伴ふゆゑに、乙の資本家、および、労働者は、他地方よりの輸入のために、第一の事業を失へども、また、他地方へ輸出すべき、第二の事業を得て、一層の隆盛を來すに至り、また、甲の消費者も、第一の物品にて、物價騰貴の不利益を蒙れども、第二の物品にて、物價下落の利益をうくることを得べし。但し、乙の人民が第一の事業より、第二の事業に移轉するは、技術上・營業上、必ずしも、容易ならず。たとへば、第一の事業も、第二の事業も、ともに、廣大なる特殊の、固定資本を要するとき場合には、轉業のために多くの時間を要し、その轉業の成らざる間は、困難を嘗めざるべからず。また、甲にても、第一の物品の消費者は、必ずしも第二の物品の消費者ならざれば、一部の人民は、終に、その消費物騰貴の、不利益を免れざることあるべし。たとへば、甲が乙に送る貨物は

米穀にて、乙が甲に送る貨物は精巧品なるときは、乙の貧民は、おのれの需要する米穀の騰貴にのみ苦みて、おのれの需要せざる、精巧品の下落を喜ぶものにあらず。バステブル氏は、イングランドが、その工業品を、アイルランドに送り、アイルランドがその穀物をイングランドに送る場合におけるアイルランドの小作人の地位を取りて、その實例とせり。^(一七)また、思ふに、第二の例は、甲より乙に送るべき物品あると同時に、乙より甲に送るべき、物品の存する場合を説きたれども、この時に、乙の、自然的、もしくは、人文的狀態は、かくのごとき物品あることを、許さざる場合もあるべし。然る時は、乙は、年々の輸入のために、その通貨を奪はれ、従つて、一般の物價の下落を來して、通貨恐慌^(一八)に陥らざるを得ず。この恐慌は、乙の方の、一般物價の下落に伴ひて、甲より輸入する物品の市價が、輸入を繼續すること能はざる限度に、下落するときまでは、乙の人民を苦むることとなるべし。然れども、たとひ、乙は、甲に對して一物を輸出すること能はずとするも、他の丙丁等の地方にまでも、全く、輸出すること能はざることは、事實において、殆ど、その例を見ざる所なり。假りに、この極端に近き不利益の場合ありとするも、近世の金融、並に、交通機關の發達せる社會においては、乙の人民と、その資本とは、漸を遂うて、一層、物産の豊富なる地方に移轉すべし。されば、事實上、その社會にては、前例に説けるごとき、害毒の生ずる前に、資本および勞力は、おのづから、適當なる地位を占むることを得べし。なほ、この點に關しては、國內の關係と、國際の關係と、大いに、その趣きを異にすべければ、後章に、最も、慎重なる研究をなさむことを勉めたり。

この他、商業が既存の生産業におよぼす影響として注意すべき事は、その獨占業に對する關係なり。蓋し、商業は、物價の安き所より高き所に向ひて商品を輸送し、各地の物價を平均せしむる傾向を有するがゆゑに、從來、ある一地方にて獨占的價格を制せし事實あるときは、その獨占の性質が、自然的なると人爲的なるとを問はず、終にこれを撲滅して、生産物の價格を、他の地方と平均する點まで、引下げざれば止まず、これ、實に商業の著大なる勢力の

一にて、特に、國際貿易については、保護税の問題に關聯して重要な事なり。

右に述べたる所によりて、商業の發達に伴ひて生ずる、利害の重なるものを盡したれば、次には一層、その根底に立ち入りて、これらの、表面的事實の、あらはるる原理を綜合せむとす。思ふに、商業は、いかなる場合にも、すべての地方に對し、他地方との比較上、生産費の、最も少なき事業、即ち、その地方の、自然的、または、人文的狀態により、その生産力の、最も、卓越したる種類の事業を奨勵し、割合に、生産費の多き事業、即ち、生産力の劣等なる種類の事業を、撲滅する傾向を有するものなり。されば、或一國內、または、世界全體にて、商業の、最も、完全に發達する時は、各地方は、おのれの生産條件に、最も適當すべき事業を營み、その他の生産物は、悉く、他地方の供給を待つ事となり、地方的分業を、完成するに至るべし。この點より見れば、商業は、地方的分業を意味すといふも可なり。さればこの章に、なほ少しく、地方的分業の利害につきて、研究せざるべからず。^(一九)抑、或種の産業の或一定の土地に固著する時は、種々の利益を生ずるものなり。その重なるものを擧ぐれば、(第一)その地の住民は、少年のときより、自然に、その職業に慣るるを以て、遺傳的に、善良なる職人を生じ、(第二)その産業の、大規模に行はるる結果として、ただに、産業の内部における、技術的分業を、完全にするのみならず、主たる産業を幫助する、補助的産業を發育せしめ(製鐵業に對する「コークス」製造業のごとき)、生産の費用を節減し、また(第三)或種の産業に、特殊なる努力の、需要供給を頻繁にし、雇者・被雇者の便利を増進すべし。然れども、地方的分業には、これらの利益に伴ふ弊害なきにあらず。例へば、右に述べたる第三の利益は、これと共に、その地方における努力の需要を、一種、または、數種に限る結果、これらの、特殊の職業に適せざる人民をして、生活の困難を感じしむる弊害を併發すべし。また、或地方にて、僅かに、二三種の産業に依頼するときは、その二三種の産業に關し、原料の不作、または、生産品の市場、不景氣なる時は、その苦痛は、最も、激甚に感ぜらる。即ち、恐慌を免るること能はざ

るなり。これ、地方的分業の、最大なる短所なり。元來、この恐慌は、需要と供給との、不調和より起因し、その不調和は、分業發達の結果に外ならざるなり。苟も、商業、もしくは、地方的分業の、經濟上における作用を論ぜむものは、必ず、問題の根本に遡りて、一層、綿密なる研究をせざるべからず。商業の發達は、大體につきて見るときは、物品の生産費を減少して、社會の幸福を増進する所以なれども、一得あれば、必ず、一失なきこと能はざるは、蓋し、古今の通義なれば、商業も、この通則を脱することを得ず。本書第七章は、特に外國貿易に就きてこの點を論じたり。

第三章 外國貿易の内國商業と異なる所以

外國貿易と、内國商業とを比較して、第一に、何人も、感ず可き相違は、前者は後者に比して、廣大なる局面の上に行はることなるべし。勿論、國といふ區域に、一定の制限なければ、非常に、大いなる面積・人口を有するものと、非常に、小なる範圍の内に限られたるものとあり。従つて、その大いなる國に行はるる内國商業と、小なる國々の間に行はるる外國貿易とを比較せば、却つて、反對の事實を發見することあるべし。然れども、多くは、外國貿易の、内國商業よりも、遠隔なる地域の間に行はれ、かつ、大規模の取引をすることは、決して争ふべからず。さて、地域の遠隔なることは、資本、および、人口の移動を妨げ、従つて、利潤、および、勞銀の平均を生ぜしめざる結果を來し⁽¹⁰⁾。また、取引の大規模に行はるることは、生産の大規模に行はるるを意味すれば、この關係における、内外商業の相異は、最も、注意を要するなり。特に、この取引、および、生産の大規模に行はるる一事は、恐慌の一原因として、近世經濟界に、著大なる影響を與ふるものなれば、後章に至りて、別にこれを詳論すべし。

されど、内外商業の間に存する、この第一の相違は、その、頗る、重大なるに拘らず、單に、程度の問題にて、性質の問題にあらず。されば、なほ、この他に、注意すべき相違あるかを、研究せざるべからず。さて、ここに、もし、性質上の相違ありとする時は、その相違は、おのづから、國といふ觀念に、基づくべき事を想像せざるを得ず。従來、經濟學者の、外國貿易論を研究したるものは、多く、その初めに、國といふものの、經濟上の意義を、決定せむと勉めたり。例へば、アダム・スミスは、國とは「各社會もしくは、接近したる地域」なりといひ、ジェボンズは、「通商團體」なりといひ、バジヨットの「勞力、並に、資本が、その内にて自由に流通する所の、生産者の集合なり」といへり。而して、バジヨットの説明は、最も善く、他の諸氏の意を盡したるに似たり。要するに、これらの諸氏は、現今、地球の表面に存在せる、國といふ政治的社會は、これを、經濟上より見る時は、その内には、資本、および、勞力の自由なる交通あり。その外には、かくのごとき、交通なき團體なりと考ふるものにて、その結論は、内國にては、物價は、生産費を中心として、上下すれども、國際間の交換は、他の原則の支配する所となるといふなり。然るに十九世紀の初期以來、交通、並に、金融の機關大いに發達し、その結果、外國放資、および、移住の事業は、驚くべき歩調を以て進歩したれば、一部の學者、或は、先輩の所説を疑ふものあるに至れり。されど、これ、却つて、大早計に失するがごとし、例へば、英國の、歴史派經濟學の先驅たる、クリップ・レスリー(三)の論文にいはいはく、資本、および、勞力の共通といふことは、國內にてすら、完全に行はるるものにあらず。特に、輓今、經濟界の組織複雑を極め、世界百般の事項、悉く、相互の影響を受くる時代には、事情の變化頗る頻繁にて、經濟上、前途の計を立つること極めて難し。然るに、一方にては、従來殆ど、暗黒の裡にありたる海外の事情は、運輸・通信の便利の開くと共に、年一年に、世人の熟知する所となり來れり。されば、國內なりとも、資本・勞力の移轉は、必ず自由ならず。また、國際間なりとも、必ず遮斷せらるるにあらず。専門の商人が、東洋、または、南米の事情に通ずる程度

は、地方の農民の、國內諸都市の事情に通ずる程度に比して、遙に高きにあらずや。されば、かの先輩の著述したる經濟論の前提は、今日に至りては、既に、實地に適應せざるものと斷定せざるべからずと。また、米國の經濟學者、ラフリン氏の説にいはく、(同氏著「ミル經濟原論評論」)およそ、物價は、勞力、および、資本のその用途につきて、完全なる選擇の自由を有する場合、即ち自由競争の團體内にてこそ、その物の生産費に近づぐべき傾きあるものなれ、自由競争の行はれざる團體にては、この法則に、支配せらるる理なきなり。然るに、國內の社會にても、勞力は、容易に、一の事業より他の事業に移るものにあらず。^(三)資本に至りては、勞力に比して、移轉の困難、稍少なけれど、これ、また、決して自由ならず。されば今、國際間にて、勞力および、資本の流通なしとて、これがために、特別の理論を生ずる必要なし。勞力・資本の、自由なる流通ありといふは、國內に就いての議論としても、事實に適合せざるものなりと。さてこれらの説は、眞理を含有する事、疑をいれざれども、およそ、社會百般の人事は、きはめて、複雑にて、明かに、甲乙の區別をつくる事能はざるものなれば、この國內關係と、國際關係との間における、資本・勞力流通の有無の區別のごときも、結局は、程度上の問題なり。この程度上の區別は、この場合にても、確かに、認めらるるなり。

思ふに、國際間における資本・勞力不流通の原因の一は、ミルの説きたるごとく、地域の遠隔なるにあり。^(二四)これ、既に、本章の初めに述べたり。然れども、なほ、進んで、國家ネーションといふものの性質を、社會學者、および、政治學者らの研究に徴するに、近世の國家は、決して、英雄豪傑の手腕によりて、一世一代の間に、獨斷に形成せられたるにあらず。實に、數百千年の歴史を有するものなり。蓋し、人類の、初めて、^(二五)繼續的社會を組織したる時には、その社會は、専ら、親子の情愛に基づける血族團體にて、その團體に屬するものは、常に、共同の場所に生活し、共同の力を以て、他の種類の動物、または、他の團體の攻撃に當れり。さて、この團體は、或は、人口の増殖すると、血縁の薄

らぐとにより、分裂して、多數の小團體となり、また、戰爭によりて、他の團體を合併し、血統の混亂を來せど、結局融和混合して、群は部族ホールドツライフとなり、部族は、民族アーク、即ち、國民ネーションとなり、さて、その民族といふ自然的基礎の上に、國家といふ政治的社會を建立して、一定の土地を、その領土とするに至る。されば、國家および、憲法は、その國民を支配するにあらずして、國家、および、憲法は、却つて、國民の歴史的發達によりて生ずる一現象なり。されば、法律上の國家の背後には、自然の民族的社會あり。また、この民族的社會の内には、同一の氣候・風土の裡に、永く、共同生活せる間に發達せる、共同の體質・言語・風俗、および、習慣あり、共同の思想・感情ある事を知るべし。尤も各國特殊の文明は、交通の進歩と、人道の發達とに伴ひて、相互に、模倣せらるるにより、世界における各種の文明は、漸次に調和して、一定の模範に近づかむとしつつあり。されど、この進動は、今日にては、なほ、甚だ、幼稚にて、各國民は、みな明かに異なりたる文明を有す。然る時は、共同の體質・言語・風俗、および、習慣を有する同國民と、異なりたる體質・言語等を有する異國民と、いづれか、その事情を知る便利多きぞ。また、共同の政府の下にありて、共同の思想・感情を有するもの裡にあると、異なりたる政府の下にありて、異なりたる思想・感情を有するもの裡にあると、いづれか、生活、および、營業の安心多きぞ。これらの問題は、深き考慮を待たず、直ちに、解決せらるべし。かつ、また、これを、一層、實際の方面より見るも、各國の産業組織は、決して、一樣同等ならず。各國の貨幣、および、銀行組織は、いづれも、異なりたる系統をもてり。されば、例へば、英國の農民が、マシチエスター、バーミンガム等に、容易に吸収せらるるは、その、米國に移住する比にあらず。既に、英國人のごとき、殖民を好む所の人民を以て、米國の如き、勞力を要する事急なる所、特に、英國とは、同文・同種なる國に對する場合にさへ、かくの如く、内外の相違ありとすれば、その他は、これを論ずる要なかるべし。もし、資本に至りては、その移動の、比較的自由なる事、勿論、勞力と同視すべきにあらず。例へば、英・佛・獨等の、金融市場にあり

ては、外國爲替相場を、金利の「バロメーター」なりと稱する程なり。然れども、これも、内外の區別なしといふにあらず。現に、各國は、いづれも、自己の貨幣制度、および、銀行組織を有して、金融の一系統をなすに反し、歐洲、全體の金融界は、寧ろ、これらの系統の集合と見るを適當とするがごとし。即ち、國といふ團體は、漫然たる地球表面の一區域にあらずして、社會的現象の、いづれの方面より見るも、かの、フリードリッヒ・リストのいひごとく、個人と人類全體との間にある一種の實在なれば、經濟も、また、その勢に従ふことを免れざるものなり。かの、「商賈に、國境なし」といふ諺のごときは、一の警語に過ぎず。決して、學問上の價值あるにあらず。されば、クリップ・レスリーのいへる如く、國內の關係にて、國際の關係と、同視せらるべき場合あらば、(かくのごとき場合は、實に、あるべきことなり。)その特別の場合に關する事實論としては、無論、國の内外に關する區別を撤去するに躊躇せざれども、學問上の大體論としては、寧ろ、舊時の學說に従ふを至當なりと信ぜむ。

以上に述べたる所は、舊來の學者の、外國貿易の理論を研究するに當りて、設けたる前提を批評したれども、今、單に、廣き意味にて、内國商業と、外國貿易との區別を論ずるに當りては、なほ、注意すべき所あり。即ち、戰爭に關する問題は、その一なり。戰爭は、人種の憎惡の念と、經濟上の利害の衝突とによりて、爆發すること、最も多ければ、現今の國家のごとく、人民の血統の、結合融化せられたる一團體内には、容易に起らざれども、かくのごとき、強固なる團體、相互の間には、屢、その慘毒を逞うするを見る。また、戰爭の害毒を被るの度は、外國貿易において、内國商業におけるよりも、遙に、激甚なり。即ち、戰爭の開始と共に、交戦國間の貿易は、全く、杜絶せらるのみならず、交戦國の一方と、第三國との貿易も、また、多大の妨害を受くるを常とす。尤も、實際には、交戦國間にてすら、かのナポレオン一世が、露國に侵入したる時の軍服の材料は、主として、敵手たる英國より輸入せられたるとき、異例なきにあらざるも、これを以て、全般を推すは誤れり。國際公法の慣例に従へば、交戦國間の通商

航海條約は、戦争の開始と共に、中止せらるるにより、その一方の國人にて、貿易を營むものは、他の一方の政府より、法律上の保護を受くること能はず。また、海上にては、陸上のごとく、戦時に際して、私有財産の不可侵ということなければ、交戦國人のみならず、第三國人の商品も、また、捕獲の危険を免れず。特に、封港の際には、その地方の海上は、全く、交通を遮断せらるるべし。その他、戦争用に供せらるる物品は、戦時禁制品として、常に、沒收せらるる虞れあり。されば、戦争の場合に、外國貿易の損害を受くる程度は、その國の、海軍力の強大なると、しからざるとによりて、大いなる相違あるを知るべし。然れども、外國貿易が、戦争によりて妨害せらるるは、單に、運輸交通の危険の生ずるより然るにあらずして、戦争の行はるる地方の、人民の消費力、並に、生産力を減ずるために生ずること甚だ多し。この場合には、海上に、封港・捕獲等の危険なしとするも、貿易は、これと同様の悲運に會すべし。北清事變に際して、日清間の貿易の受けたる打撃は、寧ろ、この關係より來りたるものならむか。いづれにしても、戦争の商業を害することは、外國貿易に取りて、特に、屢起るといはざるを得ず。

さて、戦争の、貿易を傷めることは、さきに述べしごとく、甚しきにより、戦争數年に互ることあらば、貿易によりて馴致せられたる國際分業の状態は、必ず、非常に動搖せらるるべし。抑、平時、交通、および、生産の安全なるに際しては、本論第二章に論じたるごとく、商業の經濟的作用の結果として、一國は、自然に、最も、適當したる生産に従事し、その他の生産物は、これを輸入に仰ぐべし。然るに、一朝戦争の起りしゆゑに、外國との交通を遮断せらるるか、または、輸入品の生産地方にて、營業の自由の破壊せらるるに至れば、第三國より、これを輸入せざるべからず。もし、第三國よりも、輸入すること能はざるときは、内國にて、新に、その物品、または、代用品の生産を始めざるべからず。もし、この物品が食料品なる時は、その消費者たる人民は、非常の困難を感ずべく、その精製品なる場合にも、消費者たる人民に、多少の困難を來すべし。また、これが原料品ならば、まづ、國內の生産者を苦し

め、然る後、ひいて、その消費者を害すべし。例へば、米國南北戦争の際、南方の、棉花輸出絶えたるにより、北部の同盟諸州は、やむを得ず、不適當なる羊毛の生産を起して、棉花に代用するに至れり^(二八)。かくて、戦争の止みたる後に至りても、一旦、成立せしめたる、羊毛業を維持せむために、種々の苦心を費したり。また、この時、英國の綿絲紡績業は、原料不足のために、一時非常なる困難に陥り^(二九)、これがために、毛織物の需要を高めしが、終には、印度に、棉花を作らしむるに至れり。この理由によりて、外國貿易の生ぜしむる地方的分業は、内國商業の生ぜしむる地方的分業に比して、やや不確實なるは、争ふべからざる事實なり。尤も、この不利あるがために、親密なる貿易上の關係を有する國々は、互に、戦争を避けむとする傾向あるは、疑ふべからざれども、なほ、今日の時勢にては、貿易ある故に、戦争起らずとして、安心せむよりは、戦争の爲に、貿易を害せられむ事を患ふるなり。況や、戦争は、商權の争奪より生ずる事あるにおいてをや。これ、即ち、貿易上より、軍備を重んずべき所以なり。

戦争とあひ並びて論ずべきは、他國の商業政策に關する事なり。蓋し、自國の政策は、その人民の利益に鑑みて、統一したる方針に出づることを得れども、他國の政策は、その國の利益に基くものなれば、自國に對して、いかなる損害を加ふるか、測るべからず。例へば、外國が、その内地、生産業の奨励のために、關稅を賦課して、自國よりの輸入品を禁止せむとする場合のごときは、頗る多かるべし。然る時は、戦争によりて生ずると、同様の損害を、自國の貿易、および、生産業に加ふべき理なり。實際、かくのごとき例は、新聞紙上にて、吾人の、屢、散見する所なり。されば、この點より見るも、また、外國貿易は、内國商業よりも、不確實なる性質を帶ぶるものといはざるべからず。

以上に、内外商業の差異を明かにしたれども、なほ、本章の問題と關聯して、研究すべき事あり。これ殖民地の貿易なり。思ふに、殖民とは、一國の人口、および、資本の、著しく増殖したる故に、これを、國內に用ふる事能はざ

れば、國民の一部は、進んで、未開の土地に移りて、同一主權の下に、更に、一國民を作る意にて、即ち、民族膨脹の一現象に外ならず。されば、殖民地と、その本國との貿易は、外國貿易と、内國商業との中間に居るものなり。現今の殖民地は、多くは、本國と、その政府の組織を別にし、かつ、永く、風土・生活の異なりたる結果、その人民は、おのづから、社會上・經濟上、特殊の國風をなすに依て、その本國との貿易は、むしろ、外國貿易に近しいといふべし。然れども、その特殊の國風・民俗も、他の外國に比すれば、無論、本國とあひ近きゆゑ、一方には、本國の、過剰なる人口、および、資本を吸収して、その使用の効果を、大いならしむるとともに、他方には、本國の産物に對して、大いなる需要を惹起し、その間に、親密なる商業關係を生ぜしむ。かつ、この關係は、戰爭等によりて、亂さるる掛念、殆どなければ、雙方に取りて、最も、鞏固なる利益を來すものなり。近世文明國が、汲々として、殖民地の經營に従事し、終に、いはゆる帝國主義(三〇)の流行を見るに至れるも、また、ゆゑなきにあらず。即ち、殖民地貿易は、外國貿易の一種特別なるものと見るべきなり。

第四章 リカルドの學說(その一、國際貿易論)

およそ、外國貿易に關する學說は、スペインの盛時にありし、金銀政策(三一)に始まり、一變して、英佛の貿易平衡論(三二)となり、再變して、アダム・スミス以下の、自由貿易主義となれり。然れども、外國貿易を、明瞭に、内國商業より區別して、これに理論的研究を試みたるは、實に、デヴィッド・リカルド(三三)を以て始めとなす。さて、氏の學說は、爾來、ミル、バジヨット、ケヤンス等の祖述する所となり、現今、英國のバステブル、マーシャル、エッヂワヨスの諸氏、および、米國のタウシグ氏のごとき人々によりて熱心に維持せらる。然るに歴史派經濟學の勃興したる以

來、これを非とする學者も、また、少なからず。前章に述べたる、クリップ・レスリー、ラフリン二氏の如きは、その著名なるものなり。特に、佛獨の學界にては、この説は、殆ど採用せられず。たとへば、アー・ヘルド氏のごときは、これを、經濟學上の好奇心に過ぎずとて、敬服せず。また、レキシス氏は、その論理の正確なるを認めれども、實際的應用の價値なしとて、重きを置かざるがごとし。要するに、この學説は、今日の經濟學界に、最も、異説多き一問題となれるなり。今、ミルの書によりて、その論綱を擧げ、然る後、諸學者の批評、および、解釋に徴して講述せむに、まづ、ミルの例に倣ひ、國際貿易の理論と、國際價格の理論とを區別して、論ずべければ、本章には、その前者のみを採り、次章に至りて後者に及ぶべし。

ミルの説(三四)によれば、國際貿易は、生産費の、絶對に異なる地方間に行はるるものにあらずして、生産費の、比較的に異なる地方間に行はるるものなり。蓋し、接近したる地方、特に、一國內にては、資本、および、勞力は、その使用の効果、最も、大いなる所に流入するを以て、使用の効果少なき所は、おのづから、物品の生産を廢せざるを得ず。即ち、物品は、その生産の便宜、最も多き所、即ち、生産費の、最も、少なき所のみを生産せられ、生産の便宜少なき所、即ち、生産費の多き所は、これが供給を、他に仰ぐ事となる。これ、國內にては、生産費の絶對にあひ異なる地方間に、商業の行はるといふ所以なり。然れども、國際間にては、資本、および、勞力の移轉、不自由なる故に、生産費の少なき國の、その多き國に對して、物品の輸出をなさざることあるのみならず、却つて、生産費の多き國の、その少なき國へ、物品を輸出することあるなり。今、例を設けてこれを説明せむ。まづ、一定量の綿を作るに、甲の國は、百日の勞力を以て足れりとするに、乙の國は、二百日の勞力を要し、また、一定量の米を作るに、甲の國は、百日の勞力にて足れるに、乙の國は、二百日の勞力を要するものと假定せむ。然る時は、乙の國は、綿の生産にも、米の生産にも、甲の國に倍する生産費を要すれば、甲の國は、この兩品の、いづれを輸出するも、利益を生

すべきがごとし。然れども、かくのごとき場合には、貿易は、決して行はれざるなり。そのゆゑは、乙の國は、甲の國の輸入に對して、支拂ふべき輸出品を有せざればなり。これに反し、少しく前の假定を變じて、甲の國は、綿の生産に百日を要し、米の生産にも、また、百日をもつて、足れりとすれども、乙の國にては、綿には、百五十日を要し、米には、二百日を要すとすれば、兩國間の貿易は、成立すべし。何となれば、この場合にも、甲の國は、前例と同じく、兩品の、いづれにつきても、乙の國より少なき生産費を以て、生産をなし得れども、二品の生産費の割合は、兩國あひ同じからざればなり。即ち、兩國は、この二品につき、絶對的生產費を異にすると同時に、比較的生產費をも異にすればなり。今、甲の國は、生産費の割合に多き綿の耕作を廢して、生産費の最も少なき所の、米のみを生産する事とし、たとへば、百日を要して作りたる米を、乙の國に送る時は、この米は、乙の國にては、二百日の勞力に相當するにより、これを以て、二百日の勞力に相當する綿を買ふことを得べし。然る時は、乙の國は、百五十日をもつて、甲の國が、百日を費したると、同量の綿を作らるる故に、その二百日をもつて作りたる綿の量は、甲の國が、百日をもつて作りたるよりも、多きこと明かなり。然れども、この場合には、ただ、甲の國のみを利益し、乙の國には、損益なきものなり。然るに、この交換が、甲の國の米百日分に對する、乙の國の綿、二百日分の割合をもつてせずして、たとへば、甲の國の米、百日分に對する、乙の國の綿、百七十七日分の割合をもつて、交換せらるるものとすれば、兩國ともに、この交換の利益を分つこととなる。即ち、兩國間の貿易は、有利に行はるべし。これ、外國貿易は、生産費の比較的に、あひ異なるによりて、行はるといふ所以なり。

今、翻つて、右に述べたる學説を、仔細に點檢する時は、種々の注意すべき點を發見すべし。さて、第一に論ぜむとするは、ミルの説明したる二つの例が、共に、特殊稀有の場合に屬する事なり。蓋し、ミルの例の第一は、甲の國が、乙の國に對し、すべての生産業につき、優勝の地位を占め、かつ、兩國における二品生産費の割合の、あひ等

しき場合なり。また、その第二例は、同じく甲の國が、乙の國に比して、あらゆる生産業に關し、便宜多く、かつ、その生産費の、比較的異なる場合なり。然れども、およそ、一國の自然的狀態の、他國に對して、絶對的に優等なることは、東西古今、殆ど、その例を見ざるなり。南北兩極に存在すと、想像せらるる未見の大陸は、米國のごとき、自然の富國に對して、絶對的に劣等なるかは知らざれども、これ即ち、極地に人類を見ざる所以にて、人類の住居せざる所は、國と稱すること能はざるなり。苟も、人類の群居して、國を立つる地は、極寒荒蕪の、アイスランドのごとき所といへども、なほ、「アイダー・ダウン」(「アイダー」と稱する海鳥の毳毛)のごとき、特産物を以て、歐洲文明國に、誇るべきにあらずや。然らば、ミルは、なにゆゑに、かかる奇例を引きたるかといふに、これ、氏の用意の存する所にて、氏は、かくのごとき極端なる場合にすら、商業の利益あることを明かにして、普通の場合に商業に對し、妨害を加ふることの、不可なるを説く素地を作れるなり。されば、普通の場合に、外國貿易の模型に當るものは、綿の生産には、甲の國の百日を要するに對して、乙の國は、二百日を以てせざること能はざれども、米の生産には却つて、甲の國の二百日を要するを、乙の國は、百日にて足れりとする時に、甲の國の綿と、乙の國の米と、交換せらるる如き場合なり。然れども、一國は、多くの生産業に關して、自然的に、他國より便宜なる場合あり。かくのごとき場合には、ミルの引きたる奇例に近き事實を生ずべし。たとへば、米國は、多くの生産業につきて、歐洲諸國に勝る自然の便宜を有すること、近來の公評なり。

次に、注意すべきは、ミルの論法の、全く、演繹法によれることなり。およそ、演繹法を用ひたる議論に、誤りなきことを證せむと欲せば、その論理の、正鵠を得たるかを檢する外に、なほ、これを、實際の事實と比較せざるべからず。今、ミルの論理は誤れりといふこと能はざれども、その前提となりたる假定につきては、數言を試みざるを得ず。さて、この前提となりたる假定の第一は、國內の資本、および、勞力流通の自由、また、國際間における、その

流通の不自由なり。然れども、この事に關しては、前章にて、大體、舊説の確かなることを認めれば、最早、ここに再論する要なし。ただ、レスリーのいへるとき事實ある場合には、特に、この學説を、外國貿易のみに限らずして、内國商業にも適用せむと欲するものなり。

次に、ミルの説明にて、前提となりたる點は、貿易の、全く、物々交換の法にて行はれ、その間に、貨幣を用ひざるることなり。これ、頗る、重要なことといはざるべからず。そは、事實において、外國貿易に、現金の輸出入をすることは、きはめて少なけれども、輸出入の差額は、結局、現金をもつて、決済する外なく、かつ、その、現金を用ひざる部分も、また、外國爲替の作用によりて、現金を用ふると同様の働きを受くるものなればなり。ミルも、この點に關しては、特に、その説明を別章に掲ぐれども、その説明には、満足し難き理由あり。氏の言に従へば、貨幣も、また、一種の商品にて、その一國より、他國に輸出せらるる時は、他の商品と同じく、リカルドの法則に従ひ、その結果、世界各國は、自然の取引高に相應する所の、金銀を得ることとなるにより、各國の貿易は、結局、貨幣を用ひざると、同様の状態に歸著すべきなり。この説は、疑なき眞理なれども、事實上、かくのごとき平準を得ることは、殆ど、あり得べからざるのみならず、實際、經濟社會の利害の關する所は、この平準點の左右にある、貨幣の流動、即ち、正貨の流出、もしくは、流入の形勢なり。また、正統派の學者は、これを、一時の現象なりといへども、その一時といふは、時として、頗る、永き期間に互ることなきにあらず。されば、その永き期間に際して、國內の經濟界に發生する諸現象は、決して、これを看過すること能はざるなり。この過渡期の有様を、簡明に説明したるは、獨逸の博士レキンス氏なり。即ち、同氏の商業論には、リカルドの法則によれば、假に、甲の國にて、鐵の生産費は、百二十人の勞力に當れども、乙の國にては、八十人の勞力に當るのみなりとし、また、甲の國には、布の生産費は、百人の勞力に當れども、乙の國には、九十人の勞力に當るのみなりとする時は、甲の國は、いづれの生産

力につきても、乙の國に劣れども、なほ、その比較的便宜なる物品、即ち、布を輸出して、乙の國の鐵と交換する故に、貿易は、雙方のため、利益に行はるべし。然るに今、貨幣の存在を認むる時は、兩國の貿易の、かくの如く、好都合に行はるる前に、種々の變動を生ずる事を知るべし。されば、一概に、抽象的論法をもつて、貿易の利益を斷定する事はざるなり。今兩國の勞銀が、貨幣の計算上、同一の標準に従ふとする時は、前例にて、甲の國の物價は、絶對的に、乙の國の物價よりも高かるべし。元來、或物品の輸出に適するや否やは、兩國の物品の、貨幣價格によりて決するゆゑに、甲の國は、比較的生産費のいかに拘らず、すべて、乙の國の生産品を輸入し、これに對して、同額の貨幣を輸出せざるを得ず。然る時は、貨幣の數量の關係上、甲の國に、物價の下落を來し、乙の國に、その騰貴を生ずるは、當然の勢なれば、結局、甲の國の、百人の勞力は、乙の國の、百人の勞力と、同一の貨幣價格を維持すること能はず。僅に、その九十人の勞力と、同價に、計算せらるるに至らむ。この時に至れば、甲の國の布は、乙の國の布よりも高からざる故、乙の國よりの輸入は、止まるべし。またその後に至りても、甲の國の貨幣の、流出止まずして、その物價、愈、下落する時は、反對に、甲の國の布は、乙の國に向つて輸出さるるに至るべし。されば、リカルドのいへるごとく、甲乙兩國間に、鐵と布との貿易の生ずるは、この、結局の場合に至りて、始めて見るを得るものにて、決して、初めより然るにあらず。されば、この結局の場合の到著する前に、甲の國の經濟界は、いかなる變動を被るかを研究せざるべからず。思ふに、最初、乙の國にて、生産せられたる低廉なる物品の、甲の國の市場に、續々侵入し來るときは、甲の國の物品は、到底、これと競争する事能はず。生産者は、みな、損失に堪へずして、あひつぎて、その業を廢する外なく、また、これらの事業に雇はれ居たる勞働者は、悉く、その職を失ひて、路頭に彷徨せざるを得ず。かつ、物價の暴落は、土地および、あらゆる財産の價に、下落を來すにより、すべて企業者、および、資本家は、また、醫すべからざる瘡痍を受け、經濟社會の調和、全く破れて、怖るべき恐慌の慘狀

を現出すべし。かつ、かくのごとき際には、政府、財政の困難を救はむがために、不換紙幣を發行すること、最も、多かるべきを以て、益、窮態を窮めざるべからず。かかる時は、企業家の精力は、労働者の元氣と、共に、長へに衰へて、新に、繁榮なる生産に、従事するに至らむこと、決して、容易の業にあらざるなり。勿論、ここに論ずる所は、事情の極端なる場合を求めて、これが研究を試みたるに過ぎず。實際に、その例を見ること、殆どなかるべし。されど、これに類する事なきにあらず。たとへば、保護税の政策によりて、永く、他國との商業交通を絶ち居たる國が、急に、その門戸を開放して、産業進歩の極に達したる國に對し、自由貿易を開始せむとするがごとしと。思ふに、レキンス氏の論ずる所は、氏のみづから明言するごとく、頗る、極端なる場合なれども、普通の場合にも、また、これより溫和なる程度にて、同様の作用を生ずること明かなり。ただ、良好なる事情の下にありては、國內の經濟界の廢衰は、前述の如く、甚しからざるに先立ちてリカルドの學説の、結局の状態を現出するのみ。されば、ある特別の場合に就て、外國貿易の利害を判斷するには、これによりて生ずる、經濟界の變動の過渡期、および、決定期における消費者、または、生産者の利害を、比較對照するを要す。決して、簡單なる論理のみによりて、可否を論ずべからず。然れども、これをもつて、單に、リカルド以下の絶對的自由貿易論を、攻撃するのみならず、その論據たる、國際貿易の原理までも、破壊せむと企つるは不可なり。演繹法の論理に誤りなき以上は、原理は、動すべからず。要するに、獨逸の學者の新説は、リカルドの學説を破るものにあらずして、却つて、重要なる追加をなしたるものなり。舊學説は、新學説を得て、益、その正確を加へたり。

さて、ミルの國際貿易論に、前提として用ひられたる假想は、なほ、この他にも認め得べし。即ち、物品の種類、および、取引國の數を、甲乙の二つに限りたること、および、物品の運送につきて、運賃を要せざるものと看做したることなり。然れども、これらの事柄は、次章に講述するを便とす。

第五章 リカルドの學說(その二、國際價格論)

ジョン・スチュワート・ミルの書中、「國際貿易論」と稱するは、國際間に、貿易の行はるる所以を、説明せるものにて、「國際價格論」とは、かくの如き貿易における交換の割合如何を解決せるものなり。今、假りに、貿易を營む國を甲乙とし、その取扱ふ所の物品を、綿および、米とし、さて、甲にては、或一定の生産費(即ち資本と勞力と)をもつて、十の綿、もしくは、二十の米を作り得べく、乙にては、別に、或一定の生産費をもつて、十の綿、もしくは、十五の米を作り得べしと想像せよ。然る時は、國際貿易の原理により、甲は、専ら米を出し、乙は、専ら綿を出して、互に、その剩餘を交換する事となるべし。然らば、その交換の條件たる價格は、いかなる點にて決定すべきかといふに、この問題は、恰も、個人間の交換における價格の問題と、同様に決せらるべきなり。個人間にて、もし、資本、および、勞働の競争なしとする時は、その交換の價格は、必ず、雙方各自の、比較的生産費の間にあり。即ち、前例につきていへば、十の綿に對する、二十の米といふ割合と、十の綿に對する、十五の米といふ割合との間にあり。然るに、個人の場合には、この二つの割合の間にある、何れの點にて、價格が決定すべきかの問題を、到底一理法の下に、綜合する事能はず。この點は、畢竟、當事者相互の、需要の度合によりて、決すべき筈なれども、この相互の需要といふは、人と時とによりて、場合の異なる毎に、種々の異なりたる感情・智識等に、支配せらるるをもつてなり。^(三三)然れども、國際貿易にては、個人の集合と、個人の集合とが相對するにより、その相互の需要の度合は、統計學上にいふ、^(三六)大數の原則によりて平均し、個人の場合におけるよりは、著しく、その變動の範圍を狭め來る。即ち、その平均點は、商品の性質とこれを需要する國民の嗜好とによりて定まるなり。もし、前例に、甲は、十

の綿に對する、十六の米の割合にて、十の綿の一千倍を需要し、乙は、同じ割合にて、十六の米の一千倍を需要する時は、相互の需要平均するをもって、貿易は、この割合にて行はれ、甲は、乙よりも利益ある條件を得べし。これを他の方面より見れば、貿易開始前に、二國の全生産高は、十の綿、および、二十の米（即ち甲の分）に加ふるに、十の綿、および、十五の米（即ち乙の分）をもつてしたる和、即ち、二十の綿、および、三十五の米に相當したりしを、今は、地方的分業の利益として、二十の綿、（乙の分）および、四十の米、（甲の分）に相當する、産額を得る事となる。即ち全體にて、五の米（四十より三十五を引去りたる残り）を増したるものなるが、今、上述の如き價格の決定によりて、この五の米の内、四は甲に歸し、残りの一が、乙に歸するに至りしなり。然れども、この割合をもつてすれば、甲の綿に對する需要は、前述の量に止らずして、たとへば、十の一千一百倍に達し、これに反して、乙の米に對する需要は、依然として、十六の一千倍に限らるる事もあるべし。然る時は、競争の結果、價格は、甲の需要を減ずると同時に、乙の需要を増さしめ、これをして、互に、一致せしむる點まで、動かざるを得ず。假りに、十の綿に對する、十七の米といふ割合にて、雙方の需要量は、一千五十にて一致したりとすれば、貿易は、即ち、この價格にて行はるべし。要するに、國際的價格は、比較的生産費の制限内にて、兩國の需要量が、價格の下落に對する膨脹率（三七）のいかんによりて決定するものにて、ミルは、これを名づけて、國際的需要の平均といふ。

さて、この學說に對しては、種々の攻撃、または、評論の加へらるる事なれども、その最も、根本的なるは、すべての價格が、生産費によりて決せらるるにあらざして、效用により決せらるとする説なるべし。そは、かくて、生産費の、價格に對する關係を無視する時は、右の學說中、國際價格の變動する區域を、決定する事、能はざるのみならず、この學說をして、國內價格の理法より、獨立せしむる事能はざるに至るべく、なほ、前章に述べたる、國際貿易論をも、拋棄すべきに至ればなり。價格は、需要者各自が、その物品に對して感ずる限界的效用の、平均されたるも

のなりといふ説は、英國の、ジェヴァンスに首唱せられ、埃國に渡りて、メンゲル氏、および、ボエム・パウエルク氏等の手に、大成せられたるものにて、今日は、各國の學者、一般の承認する所なり。然れども、この理は、決して、生産費の説と背馳するにあらず。ミル等の、價格は、永久に、生産費によりて決せらるれども、短時間内には、市場における、需要と供給との平均によりて定まるといへるは、即ち、暗々裡に、この新説を包含するものなり。マーシャル氏は、更に、これを詳説してはいなく、效用は、「デマンド・プライス」の側より、價格に影響し、生産費は、「サプライ・プライス」^(三八)の側より、價格に影響す。されば、この兩者のいづれが、價格を決定するかは、缺のいづれの刃にて物を切るかといふに同じ。然れども、時期短かければ短きほど、效用は、重要な地位に立ち、時期長ければ長きほど、生産費は、その關係を強め來ることは、疑ふべからず。^(三九)されば、リカルドの、生産費に重きを置く説は、決して不道理といふべからず。されば、かの埃國派の價格説に對して、本章、および、前章の學説を、辯護するを得べし。

なほ、この論を動搖せしめむとする説あり。即ち、クリッフ・レスリー、および、ラフリン氏等の説なり。前にも述べたる如く、或時は、諸氏の説の如き事實なきにしもあらず、さればかかる時に際し、リカルドの學説の、いかに變化せらるべきかを考究せざるべからず。諸氏の説に、國內にても、競争は不自由なりといふは、一國は、あひ競争せざる數箇の地方に分るといふか、或は、一國の經濟社會に存する多數の職業は、資本、および、勞力の供給上、別箇獨立の團體をなすといふか、この二つの内、一つの意味を有するならむ。さて、その第一の意味に解釋する時は、分離せる各地方は、既に、リカルドの學説にて假定せられたる、一國と同様の有様になれば、その國全體と他國との間の貿易とは、三ヶ國以上の貿易と、同様の關係にて行はるべし。さて、この三ヶ國以上の貿易は、後段に講述すべし。また、第二の意味にて、競争の不自由といふ事を解する時は、貿易は、輸出品の生産者を利して、輸入品

の、生産者を害すべき結果を生ず。さきに、例とせし、甲の國についていへば、輸出品たる米の生産者は、その需要の増加によりて、利益を受くれど、綿の生産者は、その供給の増加に苦しまざるを得ざるが如し。然れども、この各業分離の原因が、單に、習慣に存する場合には、價格の低落に因る、經濟上の困難は、往々にして、最も、強固なる習慣を打破する力あるをもって、資本・勞力をして、永く、その不利の状態に、埋没せしむること稀なり。もし、分離の原因が、技術または、固定資本の形態にある時は、結局は、商業の大勢に抗する事能はされども、必ず、變動に伴ふに、資本の破壊をもつてせざるを得ず。要するに、この場合に地方的分業の革新は、決して、圓滑に行はるる事能はざるなり。さて、かくのごとき事情は、あらゆる場合に、幾分か存在するをもって、その結果も、また、あらゆる場合に、幾分か感ぜらるるを見る。これ、即ち、轉業の困難にして、さきに、一般商業の作用として、聊か、論究を試みたる所なり。

さて、リカルドの學說に對して、佛國の經濟學者クルノーの、面白き攻撃論あり。その說にいはいはく、リカルドは、國際價格が、比較的生産費の限度内にて、決せらるるといへども、貿易品中には、實際、某國にて、到底、産出すべからざる物あるをもって、その場合には、實に、一方に、比較的生産費の制限なきこととなり、到底、同氏の學說を、應用すること能はざるに至るべしと。然れども、これ、價格の原理を看過したる言なり。バステブル氏が、これに對する辯護說にいはいはく、物の價格が、生産費によりて決せらるるは、その物の生産せらるべき場合にのみはるべきことにて、生産せられざる場合には、必ず、その効用に遡りて、考へざるべからず。即ちこの場合につきていへば、ミルのいへる比較的生産費は、比較的限界的効用を意味すと。されば、クルノーの說は、リカルドの學說全體を、破壊すること能はず。この特別な場合に關して、一箇の註釋を付せしむるのみ。

その他に、國際價格論の註釋として、講述を要する一説は、ジェー・エス・ニコルソン氏の、『經濟原論』中に發

展せられたり。これを、大國と小國との間の、貿易に關する原理とす。蓋し、さきに掲げたる演繹論中には、互に、貿易を營む兩國が、大體同様の資本、および、勞力を有するものと、假定したるをもつて、國際價格の決せらるる條件は、單に、兩國人民の需要の、膨脹率にありと結論したれども、兩國の一方が、他に比して、著しく大いなる時は、この條件は、一層、細かに指示されることを得べし。たとへば、さきの例にて、甲が小國なりとする時は、大國たる乙の市場は、甲の全生産力を盡して、生産したる綿を輸入するも、價格上、ただ、些少の低落を見るに過ぎず。従つて、綿と米との交換の割合は、乙の生産費に、最も、近き點に歸著する事となる。これ、實に、甲が貿易によりて生ずる利益の、殆ど、全部を利得するに外ならず。されば、小國と大國との貿易上、國際價格は、小國に利ありといふを得べし。

さて、國際價格論全體の、解説に對する評論を終りたれば、これより、専ら、バステブル氏の『國際貿易論』によりて、一層詳密なる事項に入るべし。

第一、報酬遞減の法則、および、報酬遞増の法則の影響

さきの例に、貿易品の生産費は、その產出高の増加せられたる前後に、差異なきものと看做されたり。もし、この假定を變じて、報酬遞減の法則、行はるるものと考ふる時は、產出高の増加に伴ひて、生産費も、また、嵩み來れば、比較的生産費の制限は、漸次に狭まらざるを得ず。たとへば、さきの例に、甲乙兩國間の貿易が、十の綿に對する、十七の米の割合にて始まりたりとし、さて、當時、甲における米の、限界的耕作地は、二十の收穫を生ぜしものと考ふる時は、初めは、甲は、この貿易により、三の米に相當する利益を受くべきも、米の限界的耕作地は、産額の擴張せらるると共に、低下すべきを以て、貿易の作用の普及すると共に、生産者の利益の割合は減少せらる。限界的耕作地の收穫が、十七に下るに至らば、全く、利益なき事となる。また、乙にても、貿易の開始前の、限界的耕作地

は、僅に、十五の米を産するに過ぎず。されば、初めは、二の米に相當する利益を受くれど、貿易が、盛んに行はるるに従つて、内地の産額は減少せられ、これと共に、その限界的耕作地は、上進し來るを以て、遂に、十七の收穫を生ずる所に達すべし。然る時は、米を輸入する利益なき事となる。要するに、報酬遞減の場合には、貿易の範圍の擴張は、兩國の限界的耕作地の收穫をして、あひ等しからしむるに至りて止むなり。これに反して、報酬遞増の場合においては、貿易の範圍が、完全に擴張せらるるほど、比較的生産費の制限をも押し擴むるものなり。たとへば、甲の米に對する生産力は、從來二十なりし時は、その生産の擴張と共に、増加して二十五となる。然る時は、やや安き價格に於するも、なほ、その増産高を賣出して、利益を生ずるに至るべし。もし、この輸出品が、甲の國にて、報酬遞増の法則に従ふにも拘らず、乙の國にては、却つて、報酬遞減の法則に従ふ場合には、乙における限界的耕作地は、著々として押上げられ、終には、全く、その耕地を見ざるに至るべし。かくのごとく、同一物品の生産が、兩國にて、反對の原則の支配する所となる場合は、稀有に屬すれども、米國の農産物は、曾て殆ど、報酬遞増の法則によりて産出せられ、盛んに、歐洲の市場に輸出せられたる事あり。當時、歐洲の耕地は、年一年に、その限界を押し上げられ、農家の困難一方ならず。農業恐慌の嘆聲を聞くに至れり。また、由來、工業的國民が、農業的國民に比して、一層、進歩的にして、その國勢の、愈、進んで、益、その底止する所を知らざる原因は、固より一ならざれども、その貿易の範圍の擴張せらるるに伴ひ、ますます、生産費の減少すること大なりといふべし。(工業國の利益については、第八章に論ず。)

第二、運搬費の影響

さきの例にては、説明を簡單にせむとし、運搬費・仲買手数料・保険料、その他の諸掛りを省きて考へたり。然るにこれらの費用は、物品の比較的生産費の、制限を狭くする働きを有するなり。たとへば、前例にて、甲乙間の運搬

費を、米・綿共に、一の米に相當すと假定すれば、貿易によりて生ずる利益は、五の米にあらずして、三の米に相當せり。然る時は、價格の騰貴は、兩國の相互的需要の平均を破りて、更に、新なる平均點に歸著せざるべからず。然れども、この新なる平均點の、いづれにあるかは、兩國人民の各物品に對する嗜好によりて決すべければ、一般に、確定すること能はず。されば、運搬費が、輸出國（即ち生産者）の負擔となるか、はた、輸入國（即ち消費者）の負擔となるかは、場合によりて同じからず。然れども、運搬費、その他の費用は、貿易の障害となるや明かなり。往時、運輸交通の機關の幼稚なりし頃の貿易品は、量少なく、價高き貴重品に限られたるも、これがためなり。また、前段に述べたる、米國の穀物のごときも、その廉價なる原因は、固より原産地の豊饒なるによれども、その他に、造船術の改良によりて生じたる運賃の低落も、一原因となれるは争ふべからず。運輸交通の機關と、貿易との關係、實に、密接なるを見るべし。さて、特に、注意を要するは、近世の船舶、または、鐵道の如き進歩したる交通機關には、その運轉に、莫大の費用を要するにより、往復共に、貨物を積載するを利とする事なり。ここに、輸出入の關係頻繁ならざる地方に、新に、貿易を開始するときは、復航に、「歸り荷」を得る事能はざるにより、やむを得ず、往航の物品に對して、往復の運賃全部を課するに至る事あり。これ、運搬費の貿易を妨害する、最も、著しき場合なり。（かくの如き場合には、復航の運賃は、殆ど、無料に歸する故に、おのづから、その土地の産業を奨勵して、「歸り荷」を供給せしむるに至る事あり。）

第三、貿易品の數種ある場合

貿易品の種類を、綿および、米に限らずして、鐵・布・毛、その他に擴張するときは、前の演繹論は、いかなる變化を受くべきか、今、假に、前例に加ふるに、鐵の産出を以てし、甲の産出力を百とし、乙の産出力を九十とせむ。甲の米、および、鐵に對する産出力の割合は、二十と百、即ち、一と五との割合なり。されば、十七の米を以て、九

十の鐵を得るは、甲に取りて、鐵の五に當る利益を生ず(1:5::17:85, 90-85=5)。然るに、乙が、米および、鐵に對する產出力の割合は、十五と九十、即ち、一と六との割合なるをもつて、右の價格にて、交換するも、なほ、米の二に當る利益を生ず(6:1::90:15, 17-15=2)。又、この割合の標準は、甲の綿および、鐵の二品に對する需要の度合にあり。されば、この第三の物品の貿易を始むる時は、第一、および、第二の物品の交換比例にも、反動を惹き起すものなり。たとへば、さきの例に、米の十に對する綿の十六といふ割合は變じて、米の十に對する、綿の十七となるべし。更に、三種に加ふるに、第四第五の物品をもつてするも、相互的需要平均の原則は、依然として行はるべし。

第四、貿易國の數箇ある場合

最後に、貿易國の數増加して、甲・乙・丙の三國となりたるときは、この三國が、各種の產物に對する產出力を、甲は、綿に對して十、米に對して二十、鐵に對して百、

乙は、全 十、全 十五、全 九十、

丙は、全 十、全 十五、全 八十、

と假定すれば、この場合における産業の、最も、有利なる分配法は、甲に米、乙に鐵、丙に綿を、産せしむるにあり。然らば、この三國は、貿易によりて生ずる利益を、いかに分配すべきかといふに、素より、原則を立てて、説明する能はざれども、貿易國の増加する時は、同一の物品の販賣に關して、競争を惹き起すにより、或一國をして、その利益を壟斷せしむる機會を、少なくすること明かなり。たとへば、甲と丙とのみにて貿易するときは、十の綿に對する、二十の米の割合の實行せらるることあるべし。然れども、乙の國、これを見る時は、おのづから、比較的不利益なる價格、たとへば、八十に對する九十の割合にて、甲の米に換へつつある鐵の生産を廢して、丙と同じく、綿の生

産をはじめむるに至り、その競争の結果、綿の價格を下落せしむることとなる。もし、貿易國の數、一層増加して、丁・戊・己等に及ぶときは、この競争は、愈、銳利となり、その價格は、益、一定し來る。これ即ち、世界的市價と稱するものなり。以上の説明は、新しき國が、商業上の、國際競争に入り來りたる場合なれども、既に、その競争場裡にありたる國が、その技術上、および、經濟上の發達に依りて、某物品に對する、生産の状況を改良する時にも、あひ似たる結果を、その競争國に及ぼすべし。即ち、この場合には、比較的生産費の制限を擴張せしむる故に、この進歩的國民は、一層、利益ある割合にて、その物品の輸入國との貿易を、繼續し得る事となり、従つて、その競争國は、これと同じ割合にて、自己のためには、従前よりも、不利益なる取引をするか、または、全く、かの國民のために、賣り倒さるる外あるべからず。現今、世界の各地に行はるる販路の競争といふ事は、即ち、これに外ならずして、歴史上、大商業國の或は起り、或は、倒るるも、また、大いに、ここ 起因せり。されば、國民の、生産力を改良する事は、國際競争上に、勝利を占むるに、第一の捷徑にて、運輸交通の發達と、共に、最も、力を注ぐべき事なり。但しこれらの事業は、決して、政府の政策のみによりて、達すること能はず。必ず、國民一般の自動的開發と、あひ待つべきものなり。

第六章 外國貿易と貨幣および國際債務

外國貿易における貨幣の作用は、さきに、「國際貿易論」の章に述べたり。然れども、今、更に、「國際價格」の觀念を加へて、一層詳細に講述せむとす。抑、貨幣は、交換を便にし、商業の發達を促すに莫大なる功ありしは、歴史の證する所にて、今日の商業は、實に、貨幣によりて成立したりといふも可なり(第一章に論じたる如く)。されど、

貨幣が、他の商品と交換せらるる理法に至りては、全く、通常の原則に外ならず。外國貿易上にては、また、一種の商品として、比較的生産費（または、比較的限界的效用）の制限内にて、國際的需要の平均の法則により、その國際價格を生ずるものなり。ただ、貨幣には、一種獨特の性質あれば、その關係は、他の商品に比して、一層、精密に説明せらるるを見る。その一種獨特の性質とは（第一）物理的および、化學的性質が、非常に耐久的なることにて、その結果は、過去數百年間に生産せられたる巨大なる數量が、現に、世界各國の間に、流通することとなり、従つて、その價格は、生産費によりて制せらるるよりは、寧ろ、限界的效用によりて決せらる。（第二）また、貨幣は、交換の媒介たる職務を有すれば、その限界的效用（即ち、價格）は、専ら、その數量の多寡によりて定まり、^{（四〇）}他の商品のごとく、限界的效用の消長と、數量の増減との比例不規則ならず。これ、實に、貨幣の特色とする所なり。然らば、この二つの特色は、貨幣の國際的價格に對して、いかなる作用を生ずるか。貨幣論の原則によるに、各國各時の貨幣需要額は、その、各般の取引の總高および、貨幣の流通の速度によりて一定す。されば、貨幣の流通額が、この需要額に一致する時は、各國の貨幣の分配は、その平均を得る故に、國際間に、貨幣の流動を見ることなかるべし。然れども、各國の貨幣流通額は、必ず、その需要額と平行して、増減すべきにあらず。かくて、一國の貨幣流通額が、その需要額に超過する時は、物價騰貴して、商品の輸入を促し、輸出を妨ぐるを以て、貨幣の流出を惹き起し、また、その流出の結果、流通額が需要額に足らざるに至れば、物價下落して商品の輸出を促し、輸入を妨ぐるをもつて、貨幣の流入を誘起すべし。これ、一見、全く、別箇の法則あるがごとくなれども、實は然らず。即ち國際價格の說と符合する説明にて、ただ、貨幣に特色の存する結果、この別段なる外見を呈するのみ。蓋し、各國の需要額と、流通額との平均は、各國が、貨幣および、一般商品に對する、比較的限界的效用の差異なきを意味すれば、その間に、貨幣の流動を生ずることなし（他の商品の交換はありとするも）。然るに、流通額が需要額に超過せるは、これ、貨幣の、

限界的效用の縮少せる場合なり。されば、他國が、従前と同じ有様なるときは、ここに、比較的限界的效用の差異を生じ、貨幣の輸出を促す事となる。(他國の比較的限界的效用が、同じ程度にて縮少せる時は、勿論、貨幣の輸出は、行はれざるなり。)然れども、その輸出のために、國內の流通高を減少したる結果は、直ちに、貨幣の限界的效用を増加する故に、再び、自他兩國の貨幣および、一般商品に對する、比較的限界的效用に相違を生ぜしめて、その間に、貨幣の流動を惹き起し、その流動の方向は、以前の場合とは、全く反對にて、正貨の流入を見るなり。これを要するに、貨幣は、常に、商品の輸出入の差額を満す程度にて、國際間に流動するなり。その結果は、各國の間に、標準の分配を來さむとする傾向を有す。リカルドの説に、「商業競争の結果は、各國の商業をして、金銀が、貨幣として選定せられたる場合にて、なほ、全く、物々交換の状態にあると、同様の運動をなさしむるなり。」といひしは、實に、この眞理を解明したるなり。然れども、貨幣には、別に價格の標準といふ職務あれば、或場合には、この理法の單純なる發動を許さず。たとへば、一國が、數十年來の鎖國政略を廢して、一朝、外國との交通を開きたる場合のごとく、各國の貨幣および、一般商品に對する、比較的限界的效用の著しく異なる場合には、その分配の平均を得むとする作用の經過中にて、恐慌と稱する他の經濟的現象を發生せしむることなきを保せず。これ、レキンス氏の思へたる所なり。されば、前述の貨幣論の説明も、レキンス氏の議論も、共に、國際價格の觀念と、衝突する事なきを知るべし。^(四一)然れども、翻つて考ふれば、貨幣の限界的效用といふ語は、果して、合理的なるか、疑問なり。そは、今日の經濟社會は、既に、貨幣經濟の時代を脱して、信用經濟の時代に入り、萬般の取引は、貨幣によりてせずして、信用によりて決済せらるる故に、信用が貨幣の基礎に立つ事を、説明せざる以上は、貨幣の效用が、その數量によりて左右せらるる事を斷定し得ざればなり。^(四二)さて、或論者の説によれば(英國のファラー氏の如き)、元來、信用は、人間の擬制に出づるものなれば、その伸縮も、また、人間の自由なり。これを、通貨の代用として見るときは、信用の

高が、物品の市價を決定するにあらずして、物品の市價が、信用の高を伸縮するなり。更に、これを事實に徴するも、英國全體の金貨流通高が、九千萬磅なるに對して、倫敦のみの手形交換高は、日々、三千萬磅に達せり。さて、この手形は、みな、人の必要に應じて、勝手に發行するものなり。果して然らば、貨幣の流通額を云々して、物價（即ち貨幣の價格）をトセむとすることきは、その愚知るべきのみ。然れども、信用の伸縮は、決して、絶對的に自由ならず。貨幣の價格は、かのリカルドが、貨幣數量説を唱へたる時と同じく、矢張、その數量によりて、左右せられつつあるなり。ニコルソン氏は、その理由を説明していはく、^(四三)

(第一) 卸賣業にては、信用は、盛んに使用せらるれども、貨銀の支拂および、小賣取引にては、必ず、現金または、兌換券を使用せざるべからず。然るに、今、卸賣業にて、信用大いに膨脹し一般の物價を騰貴せしむる時は、貨銀および、小賣相場も、また、これに伴ひて、騰貴せざるを得ず。貨銀および、小賣相場の騰貴は、多く、現金を要する故に、その結果、銀行の準備金を減ぜざるを得ず。銀行の準備金減少する時は、金利騰貴して、卸賣業界の信用膨脹を妨ぐるに至らむ。

(第二) また、信用の膨脹にて、一般の物價騰貴すれば、外國より、商品の輸入を奨勵し、輸出を沮害すべし。その結果は、正貨外國へ流出し、中央銀行の準備金を減少すべし。然る時は、金利を高めて、信用を緊縮せしむること明かなり。

(第三) また、信用の膨脹により、一般の物價を騰貴せしめ、同時に、貴金屬の製品を高値にする時は、法律にて定めたる金銀の相場は、これに比して安きものとなり、その結果、貨幣を潰して、他に流用するに至れば、矢張り、銀行の準備金を減ぜしめ、従つて、金利を高くし、信用を縮少せしめざるを得ず。

これによりて察するに信用は、一見、人の自由に作爲せらるることくなるも、その實必ず、正貨を基礎として成立

し、正貨と共に膨脹し、正貨と共に縮少しつあるなり。されば、信用は、勿論、物價を左右する勢力あれども、その作用は、大抵、正貨の消長と平行し、正貨を離れて、別箇獨立の影響を生ずることなきなり。或は、前述のニコルソン氏の論據（第二）は、既に外國貿易の關係を含めば、外國貿易と貨幣との關係を説明する材料として用ふるは、不當なりといはむ。されど、もし、信用をして、全く、伸縮自在なるものならしめば、一度膨脹したる信用は、無限に膨脹し、従つて、正貨の流出も、無限なる場合を生ずれども、右の説は、その流出に、制限あることを斷定するものなり。

前段にて、貨幣の價格はその數量に對して、常に、反比例に近き運動をなすことを説明したり。然れども、それは、金屬貨幣制度、または、これと同様の作用をなす兌換券制度の國に對していへるなり。これらの制度全からずして、不換紙幣を使用する國に至りては、その關係、固よりあひ同じからず。蓋し不換紙幣は、その性質信用に基づかず、全く、國權の作用による強制的貨幣なり。されば、その膨脹は、全く、發行者たる政府の自由にて、少しも、正貨の在高を顧慮するを要せず。不換紙幣の行はるる國にては、貨幣の價格は、正貨、および不換紙幣の總流通額に對して、反比例をなせど、正貨のみの在高に對しては、一定したる比例を保つ事なし。ここにおいて、もし、當局者に、その人を得ざるときは、紙幣は、増發せられ、物價は、益、騰貴する勢を馴致し、商品の輸入、正貨の流出、その度を知らず。甚しきは、一國を擧げて、正貨の一片をだに止めざるに至る。事ここに至れば、その國は、外國に對して、物品を輸出する外、支拂の道なきに至るべし。^(四四)

貨幣の、外國貿易における作用に關して、なほ、一問題の残れるあり。それは、貿易國の一方は、金貨本位制を取り、他方は、銀貨本位制を取る場合なり。蓋し、この場合といへども、もし、金銀の比價が、一定不動ならば、その關係は、同本位國の間に、異なる事なかるべし。然れども、實際、世界における、金銀の需要供給は、種々の原因に

よりて、左右せらるれば、その比價も、また、常に、多少の變動あるを免れず。これ、特別の論究を要する所以なり。思ふに、かかる場合に、金銀比價の變動は、その關係國の、外國貿易に、重大なる二つの影響を及ぼすべし。

(第一) 下落したる金屬を本位とする國にては、商品の輸出を促し、輸入を沮害すべし。これに反して、騰貴したる金屬を本位とする國にては、商品の輸入を奨励し、輸出を妨ぐべし。そのゆゑは、下落したる貨幣を有する國にては、その輸出品の原料、および、その生産に要する勞銀は、直ちに、貨幣比價の變動に伴ひて、騰貴せざるをもつて、その生産費(貨幣にて計算したる)は、割合に安かるべく、これに反して、その輸入品の市價は、比價の變動によりて、以前よりも高かるべければなり。(騰貴したる金屬を、本位とする國にては、これと、全く、反對の事情を存す。)

(第二) 次に、金銀比價の不規則なる變動は、兩國間の貿易をして、投機的性質を帯ぶるに至らしむべし。それは、この場合にては、物品の代價・運送賃・保険料等に關しては、初めより、その計算を立つるを得るとするも、爲替相場の變動のために、いかなる損失、または、利益を生ずるかも測られざれば、貿易商のスタンディング・イン・プライスの計算(即ち、なさむとする所の、取引の損益見積り)をして、全く、標準を失はしむるに至るべければなり。

次に、外國貿易に關して、貨幣とあひ並びて、緊要なる問題は、國際債務なり。抑、貸付資本の、國際間における移動は、前章に述べたる如く、現今にては、未だ、決して自由ならず。國の内外を問はず、ただ、金利の高き所に、貸付資本の流動するとき時代は、未だ來らざるなり。然れども、世界のある地方にて、天然の富源、泉の如くなるに拘らず、資本、および、勞力の不足なるゆゑに、これを開發すること能はず。従つて、金利と勞銀と、他に比して、著しく高率に居るときは、人民すら、故國を愛する至情を棄てて、他國に移住するに至らむ。まして、資本は利を逐うて、これに趣くこと當然なり。特に、輓近、歐米の諸國には、資本の蓄積せらるるもの、年に數億圓に上り、

すでに、國內に、有利の事業を營むこと能はざれば、外國放資額の多きも、また、偶然にあらず。現に、英國の海外放資額は、二十餘億磅に上り、佛國は、露國のみに對して、既に六十億法の資本を投じたりといふ。その國際的經濟關係の上に、少なからざる影響をおよぼす、一大原動力たるを見るべし。されど、國際間に、貸借の生ずるは、單に、營利のためにする放資、または、その利子および、元金の償還によりて生ずるのみならず、外國にある商人、および、出稼人等の利潤、貿易國間の船賃、漫遊者の入費その他、殖民地と、本國との間の政費、または、租税の送付によりても生ずるものなり。これらの原因より起る、國際債務は、外國貿易に、いかなる影響を與ふるかといふに、結局、債權國に對しては、物品の輸入超過を來さしめ、債務國に對しては、その輸出超過を生ぜしむ。蓋し、國際間における、債務の辨濟は、現金の輸送によりてなされることもあれども、商品の受渡によりてなされる場合、最も多し。その原因は、外國爲替の作用なり。即ち、債權を得たる國には、爲替相場は、逆戻となるをもつて、商品の輸入を奨励し、その輸出を妨害することとなる。また、債務を負ひたる國にては、爲替相場は、順適となれば、商品の輸出を奨励し、その輸入を妨害することとなる。即ち、一方には、輸入超過あり、他方には、輸出超過ある所以なり。然れども、この外國爲替の作用も、また、畢竟、國際價格の理に歸著せざるを得ず。そは、外國爲替は、ただ金銀の輸出入の代用となるに過ぎず。金銀の輸出入は、全く、國際價格の理に基づくものなればなり。試みに、外國爲替の制度なき場合を想像すれば、債務金額は、必ず、債務者の手を離れて、債權者の手に送られざるべからず。されば、債務國は、恰も、臨時に、その貨幣を失ひたる事となり、これに反して、債權國は、恰も、臨時にその貨幣を得たることとなれば、國際價格の原則として、前者は、その貨幣を輸出して、これに相當する商品を輸入し、後者は全く、その反對に出でざるを得ず。爲替相場の作用は、ただ、この前後における、貨幣の輸出入を省略せしめて、單に、最後の結果たる、商品の輸出入を爲さしむるに過ぎず。これ正に、簿記法にて、貸借兩側に現はるる勘定を、省略する

とひとしく、決して、異とするに足らざるなり。また、實際に、債權國が、債務國より、正貨の送致を受くる事あるは、特にその場合に、債權國の貨幣に對する需要の増加したるによる。かの普佛戰爭、および、日清戰爭の償金のごときは、その例なり。

前段は、單に、國際債務に關する、理論を説明したるに止まれども、更に、これを、實際に起る場合に應用すれば、現今、世界にて、他國に對して、常に、債權者の地位に立つ國は、先進の文明國にて、これに反し、債務者の地位に立つ國は、後進の諸國なり。従つて、英佛のごときは、商品の輸入超過を常例とし、米國・印度・濠洲等のごときは、その輸出超過を常例とす。先進國は、外國における放資の元金、および、利息の償還を受くるのみならず、その人民の、外國にありて、海運、その他、商業上の利益を得て、これを本國に送るもの甚だ多けれど、後進諸國は、全く、これと反對の事情を存するなり。然れども、先進國は、必ずしも、あらゆる場合に、債權者たるにあらず、現在、外資を輸入しつつある新進國に對しては、その資本を送付せざるべからざれば、却つて、仕送りの地位に立つべし。従つて、商品の輸出超過國となる。英國のごときは、海外に放資するに、多くは、金銀を送らずして、諸機械・鐵物の類をもつてす。されば、この點よりして、新開國の發達の順序を考ふれば、最初は、輸入超過の國たり。次には、輸出超過の國たり。さて、全く外國の借金を返済し終れば、輸出入平均の國となるべし。ただ事實上、商品の輸出入超過は、單に、資本移動の關係のみに原因せざれば、この順序の、亂さるることなしといひ難し。

以上三章にて、ほぼ、外國貿易に關する、根本の論究を終へたれば、次に、外國貿易の、經濟上一般におよぼす影響につきて、講述せむ。

第七章 外國貿易と恐慌

恐慌の起源は、遠く、一七二〇年に遡り、佛國のミシッピー計劃、および、英國の南海商社のとき、既にその萌芽ありしも、その勢力の著大なるに至りしは、實に、十九世紀の初期以來なり。當時、英國の學者は、これを、兌換券發行制度の不備に歸因せりとなし、一代の經濟學者、みな、この問題に關して、辯難攻撃を試みざるはなかりき。これ即ち、銀行主義、および、通貨主義(四五)の論争にて、前者は、貨幣の價格を平準にするは、ただ、兌換券の發行をして、自由ならしむるにありといひ、後者は、この目的を達せむために、發行銀行に對して、嚴重なる制限を設くる必要ありといひ、互に、その主義によりて、議會の立法を左右せむとしたり。かくて、この論争は、終に、一八四四年、銀行條例の改正によりて、解決せらるるに至れり。同條例は、即ち、サー・ロバート・ピールの提案に係り、保證準備發行額に、一定の制限を置くものとす。されど、恐慌は、終に、これを滅絶せしむること能はざりしのみならず、却つて、その範圍と激甚とを加へたる趣あり。かくて、多くの學者は、その原因を、信用制度の擴張にありとし、専ら、中央銀行の手加減によりて、その弊害を緩和する策を主張せり。この方策は、少なくとも、英國にては、一八六六年の恐慌以來、多少の成效を見るに至れり。然れども、恐慌の、屢起るは、依然として舊時の如し。抑、何者か、この恐慌の原因たるといふに、一言もつてこれを蔽へば、近世の企業組織なり。換言すれば、あらゆる方面の分業の發達と、商業上の競争の激烈なるとなり。(四六)蓋し、近世、企業の組織は、複雑、かつ、廣大なる經濟的慾望を満足すむには、必要、缺くべからざる手段なれども、その結果として、一方には、生産者と消費者とを、非常に遠ざからしめ、供給者をして、需要の趨勢に適應する法を、誤らしむる弊あり。他方には、多數競争の結果として、過剰生

産、および、賣崩しを惹き起す嫌あり。これ、實に、恐慌の根本的大原因なり。思ふに、中世以前、即ち家内經濟もしくは都府經濟の時代には、人類經濟上、最大の害毒は、實に、饑饉なりき。然るに、その後、國民經濟の時代に入りてより、商業の進歩、および、交通機關の發達によりて、有無あひ通じ、豊凶あひ救ふ方法の、確立したる結果、饑饉の患なきに至れり。特に、十九世紀以後は、世界的交通の開けたるにより、饑饉の如きは、全く、古への夢となりぬ。されど、饑饉より、吾人を救ひ出だせる原因は、また、吾人をして、恐慌の苦痛を生ぜしめたり。また、特に、各國民が孤立して、別々に生産し、別々に消費しつつありし時代には、この害は、なほ、その甚しきに達せざりしが、軌近、國民相互の間に、親密なる經濟上の關係、成立すると共に、最も、激烈なる勢をもつて、世界の文明諸國を襲ひ來れるなり。今、十九世紀中に起りたる、九回の著しき恐慌につきて、一々その發生當時の事情を尋ぬれば、一八一五年、および、一八七三年の恐慌は、共に、戰爭後における、事業界の擴張に原因し、一八二五年、および、一八九〇年の恐慌は、外國における大規模の放資の、失敗したるに原因し、一八三六年の恐慌は、兌換券の濫發に原因し、一八四七年の恐慌は、資本の、鐵道事業に固定したるに原因し、一八五七年の恐慌は、カリホルニア、および、濠洲の金坑發見によりて、一時に、多額の正貨の流入したるに原因し、一八六六年の恐慌は、米國南北戰爭によりて、棉花貿易の杜絶したるに原因し、一八八二年の恐慌は、製鐵・電氣等に關する新發明の結果、生産の過剩を來したるに原因せりといふ。^(四七)されど、これらの原因は、みな、近世、企業組織の下にあらざれば、全く、發生せざるもの、もしくは、近世企業組織の下にあらざれば、恐慌の原因とならざるものにあらざるはなし。この九回の恐慌中、最初の三四回は、その區域を、英國、もしくは、英米の間に限りたれど、その後の恐慌は、一回一回に、その波動の範圍を推し擴めて、世界共通の厄難たる性質を帯ぶるに至れり。されば、恐慌の原因は、一見、頗る多端なれども、畢竟分業の細分、および、競争の活潑なる結果にて、その勢力は、特に、世界的交通の發達によりて、著しく擴張せ

られたるを知るべし。

翻つて、外國貿易の性質より論ぜむに、抑、外國貿易は、地方的分業の、最も、廣大なる状態なり。もし、前述のごとく、分業を恐慌の原因なりとするときは、外國貿易のごときは、この點に關して、最も、著大なる勢を有せざるべからず。消費者と生産者とは、この場合に、地理上、最も、長大なる距離を有するのみならず、國民と稱する、一種特別の障壁によりて、事情の疎通を妨げらるれば、商業上より見れば、更に、遠隔なる位置にあり。これ、恐慌の發生に對して、最も、適當なる條件を具ふといはざるべからず。やや、古き思想によれば、商業の發達は、一地方の、物價變動の機會をして、多からしむることあらむも、その變動の程度に至りては、却つて、これを減少せしむべし。蓋し、商業發達するときは、一國に、饑饉、その他、生産の不足ある場合には、他國の生産によりて、これを満足すことを得べく、また、一國に、投機その他の原因による生産過剩ある場合には、他國に向つて、その餘剰を輸出し得べきをいふなり。この理は、今日にも、確かに、現實にせられつつあり。然れども、外國貿易、大いに進歩して、國際分業の組織、永久に存立するに至れば、生産と消費との距離を、遠隔ならしむる結果として、この兩者の間に生ずる不調和は、度數においてのみならず、また、程度においても、以前の孤立的状態よりは、一層の増進を見ざるべからず。従つて、今日は、舊時の理論は、完全に行はれざることとなりたり。グスターフ・シュモルラー氏が、「近年に至りて、恐慌の度數および、程度、兩つながら増長したる原因は、主として、これを外國貿易の、著大なる發達に歸せざるを得ず」といひしは、即ち、この理に外ならず。

然るに、外國貿易の、内國商業に比して、恐慌を惹き起し易き原因は、單に、その關する産業組織が、一層廣大複雑なるためのみならず、また、戦争、その他、國際上の葛藤、前者に對して、特に、著大なる影響を與ふるによれり。されば、生産と消費との距離の遠隔なることは、戦争その他、政治上の妨害の起り易きこととあひ並びて、實に、

外國貿易に依頼する、國民經濟の根底を危うすべき、二大原因なり。更に、仔細に、この二箇の原因が、その作用を逞しうする場合を考究すれば、大抵、これを二様に區別すべし。即ち、(第一)は、國際間における、經濟上の關係密接なるにより、一國に起りたる事件の結果、直ちに、他國に波動すること。(第二)は、國際分業によりて、各國産業の種類が、單調となるにより、或一種の事業に關する失敗は、一國全體の經濟を紊亂せしむることなり。さて、(第一)は、主として、恐慌の度數を多くする原因となり、(第二)は、主として、その激甚の度を強くする原因となる。されば、舊時の學者の唱へたるごとく、恐慌の度數を多くして、その程度を弱めむと欲せば、一國は、多數の外國と、貿易すると同時に、多種類の産業を、國內に存立せしむるを要す。ここにおいて、或學者は、保護税の方法に依りて、或程度まで、自足的な國民經濟を樹立し、恐慌の危險を免れむことを主張するに至れり。わが國の外國貿易は、近來、著しき進歩をなし、國內一般の經濟社會に對して、重大なる關係を、有するに拘らず、その重要輸出品の種類は、極めて少なく、輸出先なる諸國の數も、また、指を屈するに過ぎざれば、或一國、または、或一事業に關して、不景氣を生じたる結果として、全國の經濟に、影響を及ぼしたる例少なからず。されば、將來、一層、これらの範圍を擴張して、一輸出先の、不景氣を補ふに、他の輸出先の好景氣を以てし、他の物品における失敗を補ふに、一の物品における、成效を以てするに至らしむるは、國家先覺の士の任務とする所なるべし。

然れども、恐慌の弊害は、ひとり、外國貿易によりてのみ生ずるにあらず。その根本の原因は、即ち、近世の企業法全體にあり。さて、近世企業の運轉は、信用、および交通の機關に待つこと頗る大いなれば、恐慌を救済する方法も、また、一方には、必ず、これら機關の改良と、その巧妙なる運用とに求めざるべからず。トラスト、コンビネーションのごとき、新企業法の經營は、最も、有力なる救済法として、深くその利害を研究せむことを要す。消費組合制度の發達のごときも、また、この目的に向つて、多大の效果あらむ^(四八)。然れども、これらの研究は、本論の目的にあ

らざれば、單に、その項目を掲げて、外國貿易に關する政策が、一般の恐慌救濟策中に占むる地位を、明かにするに止めむとす。

第八章 國際分業の成立および變動

外國貿易は、地方的分業の一種たる、國際的分業にて、國內の地方的分業および、職業的乃至技術的分業と同じく、一般の生産を、増加する効果あるものなり。この効果は、運輸交通の便利の大きいに發達したる現今に、最も、著大なるを見る。思ふに、地方的分業の起源は、遠く、人類が、部族的社會生活を營みたる時代に遡り、爾來、中世には、東洋と歐洲との、村落の間における、些々たる交通として現はれ、國民經濟時代の初期には、主として、國內各地方の間に發達し、十七八世紀以後に至りて、國際分業の域に達したることは、第二章に述べたるごとし。然るに、かの諸時代に行はれたる分業の有様を、一々に觀察する時は、その分業の目的となりたる、物品の種類につきても、大いなる相異なるを知るべし。蓋し、古への商業に、取扱ひたる物品は、専ら、貴金屬、精巧なる織物、高價なる酒類・香料のごとき、奢侈品に限りしが、國民經濟の時代に入りて、その品種は、穀物・肉類・織物その他の日用品、および、原料にまで擴張せられ、更に、進んで、諸機械・諸器具・土木用材のごとき、固定資本として、働くべき、粗大なる物品をも含むに至れり。されば、今日は、いかなる貧民も、日々の生活に、外國の生産物を需要せざるはなく、また、一國人民の、いかなる階級も、海外輸出品の生産と、多少の關係を有せざるものなし。即ち、外國貿易の効果は、各國人民、一般に普及せるを見るべし。かくて、國際分業の問題は、愈、益、各國民、立國の大問題として、研究する必要を生ずるなり。

國際分業上、いかなる條件が一國をして、諸種の事業中、特に或一種の事業に、從事せしむるかといふに、第四章以下三章にて講究したる所によれば、外國貿易の結果は、各國をして、その生産力の、比較的、最も、卓越したる事業に從事せしむるものなり。然らば、一國が、或種の事業に關して、比較的、卓越したる生産力を有すとは、抑も、いかなる状態を意味するか。これを、地理學上の研究に徴するに、およそ、一國が、或種の事業に適當せると、せざるとは、その自然的、および人文的状態にて決するものなり。さて、自然的状態とは、その國の位置・地形・地勢・地質および緯度をいひ、人文的状態とは、その國民の、人種的特質・人口、および、政治上・宗教上の慣例をいふ。即ち、世界の交通線上に、形勝の位置を占め、水陸の地形の、碇泊に便なる國は、交通の便利多ければ、商工業の發生に適し、原料、および燃料の豊富にて、人口稠密なる國は、工業の成立に適し、平野遠く開け、地味肥沃なる國は、農業の勃興に適す。一國の地勢、地質、および緯度は、その動植物界、または鑛物の性質を決定し、從つて、農工業の種類に影響せり。また、その政治上、および宗教上の慣例は、動産、および不動産權の確否を決定するゆゑに、諸事業の分布に關すること、頗る大いなり。また、人民の性質は、これら、外圍の事情と、互に、あひ作用す。即ち、人民の性質によりて、外圍の勢力を利用するに、巧拙の差あると同時に、外圍の事情は、また大いに、人民の性質を陶冶する力あり。

然るに、前述の、諸の外圍の條件は、常に、一定せるにあらずして、歴史上の變遷に伴ひ、常に、動搖するものなり。さて、この動搖を惹き起す原因は、一般にいへば、各國の政治・法制・宗教・文學・美術・科學その他、社會百般の事項の、消長に外ならざれども、その中、最も、強大なる勢力を有するものは、發見、および發明、交通機關に關する施設、戰爭、および政府の政策なり。抑、航海上の發見は、世界の交通線を一變して、商權分布の狀況を、一新したるの例は、米國大陸、および、喜望峯航路の發見が、十六世紀の始めに當りて、世界貿易の中心を、伊太利よ

り、イベリヤ半島に移したるを以て、最も、著大なりとす。その他、濠洲・南米・南洋諸嶋等の發見にも、みな、かくのごとき事實を認め得べし。近世に至りては、すでに、地球上の大部分は、人跡の達せざる地なきに至りたれども、かくのごとき變動は、矢張、交通機關の施設によりて、行はるることとなれり。一八六九年、スエズ運河の開鑿は、英國が、東洋貿易の、仲次地たる便利を殺滅し、かつ、伊太利の、歐洲における聲價を奪ひたり。^(四九) 現今、ニカラグア運河の開鑿は、再び、世界商工業の分布の上に、幾何の變動を及ぼさむとす。次に、技術上の發明の、地方的分業の關係を革新したる例、また、少なからず。たとへば、十八世紀の中葉までは、製鐵業の燃料は、木材に限りしかば、森林の繁茂せる米國の北部は、常に、英國に向つて、鐵を輸出し居りたるに、一七五〇年以來、石炭を用ひて、鐵を製する術、開けたれば、全く、その輸出入の地位を、轉倒せしめたるがごとし。その他、これと同時代になされたる蒸汽機關、および、紡績機械の發明は、英國をして、永く、世界の工場たる地位を、專有せしめしは、疑ふべからざる事實なり。然れども、また、一方より、見れば、十八・十九兩世紀に、英・米その他の諸國にて成就せられたる科學應用の新發明が、その性質上、發明國の獨占を許さずして、他國の競争を促進したる跡は、歴々として蔽ふべからず。蓋し、一種の工業が、舊時のごとく、専ら、遺傳的、および、地方的の熟練にのみ、依頼したる時代には、他國は、甘んじて、その物品の供給を、一定の國に仰ぐことなれども、一朝、機械の發明によりて、手足の熟練が、その效力を失ふに至れば、他の諸國みな争つて自ら、その原料を求め、自ら、その機械を調べて、自ら、その市場を、満足せしめむと勉むるに至る。この趨勢は、實に、近世の經濟史上に、特筆大書すべき、一大特色なり。また、戦争、および、政府の政策が、發動せしめたる結果に至りては、古今の事例最も多しとす。フェルデナンドおよび、イサベラの殖民政策は、スペインをして、世界第一等の商工業國とし、チャールス五世好運を以て、セルマン皇帝を兼ねるに至りたるも、その頑迷なる政策は、まづ、和蘭の叛逆を惹き起してフランダースの毛織業を、英國、およ

び、サキソニーに逐ひ出し、ついで、「アルマダ」の敗北によりて、その海上權を失ひ、和蘭をして、ひとり、商業の利益を専らにせしめたり。然れども、大陸における、宗教上の虐殺を避けむとて、逃れ來りたる織工を保護して、頻りに、その工業を奨励し、その他、あらゆる手段によりて、徐々に、その勢力を養ひつつありし英國は、クロムウェルの時に至りて、更に「航海條例」を布き、極力、和蘭の商業を、撲滅せむことを勉めしかば、時局は再轉して、英國の天下となれり。その他、ナポレオンの、「コンチネンタル・システム」が、歐洲の中原に、諸工業の勃興を促し、英國の穀法廢止が、その工業の隆盛を助け、米國の南北戦争が、内地に、羊毛、および、毛織物業、製銅業を起さしめたるごとき、みな、その著名なるものなり。^(五〇)かくて、これらの事實を、一層分類する時は、意識的に獲得せられたる結果と、無意識的に發生したる結果とあり。またこの區別は、必ずしも、政策と戦争との區別と、一致せざるなり。これ、一方には、他國の商工業を奪はむとて、戦争することあると同時に、他方には、別個の目的にて立てたる政策が、偶然の結果として、國際分業の狀況に、變動を與ふる場合あればなり、要するに、産業の國際分布の有様は、一定の、自然的、および、人文的條件にて決するものなれども、その條件はまた、種々の原因によりて、變動を受くるゆゑ、歴史上、常に、一定すること能はず。特に、十八世紀以來の、物質的文明の勢力は、この變動をして、一層、その度を高めしむるを見るなり。

さて、世界の産業は、いかなる有様にて、各國の間に分配さるるかを論述したれば、更に、一國の發達上、いかなる産業を最も望むべきか、また、いかなる條件の下にある國が、世界の經濟的帝國たるを得るかといふことを述べて、本章を結ばむとす。およそ生産の事業を區別して、農工商の三業とするは、精確なる標準によるにあらざれど、實際を観察すれば、世界各國の、國際的分業は、大體、この三業の間に行はるることを、指摘し得べきなり。即ち、通俗の用語に、農業國、もしくは、商工業國の稱ある所以なり。今これを、古今の歴史につきて研究するとき

は、經濟上・政治上・社會上・その他、百般の事項に關して、世界文明の先鋒となる國は、必ず、商工業國にして、農業國は、常に、そのしりへに墮若たるを見る。然る時は、文明と商工業とあひ伴ひて、進歩する事は、疑ふべからざる事實といふも、大いなる誤りを生ぜざるべし。然れども、商工業は、文明進歩の原因なるか、文明進歩は、商工業發達の原因なるかは、おのづから別問題なり。今、人類社會一般の發達を見るに、最初に、佃獵時代あり。次に、牧畜時代、または、農業時代あり。最後に、商工業時代の發達し來るは、大體に誤りなき事實なり。されば、商工業は、人類の慾望、複雑多端なるにいたり、これを満足せしむる方法として、發達したるものにて、商工業あるゆゑに、慾望の、複雑多端になりしに、あらざるがごとし。然れども、既に、商工業は、發達したる慾望を満足せしむるに、必要なりとせば、商工業の、發達すること能はざる國にありては、慾望も、また、發達すること能はざるなり。然るに、商業地理學上の研究によれば、商工業の發達には、一定の、自然的、および人文的條件を要し、また、その人文的條件は、大いに、自然的條件の左右する所となるなり。果して、然らば、時勢の進運に伴ふ、自然的條件を有する國民は、初めは、農牧のみを業とする、未開の状態に隱るる事あるも、一朝、その人文的條件が、適當の程度に進み來るときは、商業國民となり、文明の、最高點に達することを得れども、自然的條件の不備なる國民は、商工業國に要する條件の、變更せざる限りは、文明の富強國たること能はずといふべし。海陸の形勝を占め、氣候の中庸を得たる歐洲諸國の、著々として、進歩し來りたるに反して、中央アジアの「ステップ」および、アフリカ大陸のごとく、交通の便、生産の利、ともに缺けたる地方が、數千年間、停滯不動の有様に埋没せる事實は、この理を説明するに餘あり。要するに、この第一の結論は、一國の、自然的狀態が、商工業に適すると否とは、國民が文明國として、各般の勢力を得るに至る、資格ありや否やを決する標準たるを教ふるなり。然るになほ、進んで、農業、および、商工業の、根本的性質を研究する時は、商工業は、單に、進歩せる經濟的慾望を、満足せしむる手段なるのみならず、

商工業の、農業に比して、頗る、進歩的要素を具ふることを發見すべし。ここに、フリードリッヒ・リストの所説によりて、その理を明かにせむ。

リストの説によれば、單に農業のみに従事する國民は、精神の働き遲鈍にして、手足も、また、輕快ならず。舊慣舊法に執著するを知りて、文化の進歩を知らず。心神の作用を活潑にし、自由獨立の精神を開發する氣概は、常に、商工業國民の有する所なり。抑、かくの如き相違の生ずるは、一は、この二種の國民の、社會的習慣、および、教育法、の異なるにより、一は、事業の性質において、根本的差等あるによる。それ、農業は、廣大なる土地を必要とすれば、農業を主とする國民は、全國に亙りて、所々に散布せられ、從つて、相互に、思想の交換をなす機會に乏し。かつ、各人の營む所の業務は、みな殆ど、同一なれば、新智識を開發する場合、極めて少なし。しかのみならず、作柄の豊凶は、專、天候によりて決し、人は、おのづから、偷安姑息の性を成し、搖籃を出でて、墳墓に入るまで、ただ、同一の小天地に起臥するに至る。然れども、商工業と農業とを、併せ營む國民を見れば、その群集せる生活は、相互の交通を頻繁にし、その分業の複雑なるは、技術の進歩を促すのみならず、商工業にありては、ただ、人は自然の恩恵と、普通の勤勉とにては、他の競争を排して、みづから、その生存と、發達とを、企圖する事能はざれば、有爲活潑の性格は、おのづから、その裡に勃興せざるを得ず。かつ、工業において、技術上の分業の行はるる程度は、農業の比にあらず。されば、人をして、最も、よく、おのれに適する作業に、従はしむるを得べし。なほ、機械の使用に適する點にても、前者は、遙かに、後者に勝れるを以て、勞働の効果を大いにする利益、頗る多し。また、科學、および、技藝の進歩は、常に、工業の存在に待たざるべからず。されば、農業をして、その器具機械を改良せしめ、農業の經營法をして、最も、善美ならしむるものも、また、その接近地方に存在する工業の餘響に外ならず。この故に、苟も、國家永遠の生産力を涵養して、無限の經濟的發達を遂げむとするものは、商工業を獎勵して、農業と

併立せしめざるべからず。以上は、單に、リストの學説の、大要を摘記したるに過ぎざれども、今、その精神の存する所を考ふれば、一々、古今の歴史と符合し、人をして、豁然として會得せしむるあり。歷史上、國民が、農業時代にある間は、その經濟上の進歩、極めて遅々たるに反して、一たび、國民的工業の樹立して、商工業國民となれば、とみに、日進月歩の盛況を呈する原理は、この人によりて、最も、よく、解釋せられたりといふべし。これによりて、前に掲げたる問題を、解決すべき大結論を得たり。およそ、人類經濟の進歩が、或一定の程度に達する時は、商工業に依らざれば、なほ、その上に、進歩發達する事能はざるに至る。また、一旦、國民が、商工業を以て、國を立つるに至る時は、その進歩は、長足にして、かつ、無限なるを得べし。然れども、一國民が、商工業國民となるには、おのづから、これに、必要なる條件を、具備せざるべからず。その一は、その國における、自然的狀態にして、その二は、その國の人文が、一定の程度に進めることなり。この二つの條件を具ふるものは、世界の上に立ちて、經濟的大國民たることを得べく、また、人類文明の、急先鋒たることを得べし。もし、政府の政策を以て、これらの條件を、獲得し得べき場合あらば、國家は、その任務として、當然これが施設經營に勉めざるべからず。されど、國際分業の狀況を革新する所の原因は、前述のごとく、頗る多端にして、政策は、單に、その一小部分を占むるに過ぎざれば、これを以て、唯一萬能なりと考ふるは、事物の本末を知らざる論なり。政策の妙は、ただ、時勢の潮流に乗ずるのみなり。

第九章 自由貿易論、對、保護貿易論

外國貿易政策に關する自由、および、保護の論、は經濟學上、頗る、古き問題なれども、今日に至りて、なほ、屢

多くの論争を生ずるを免れず。さて、論争の激烈なる結果は、自由論者中に自由貿易の、萬能を主張するものを生ずると、同時に、保護論者中に保護貿易の萬能を、確信するものを生ずるに至れり。然れども、自由といひ、保護といふは、元來、ただ、一國の關稅を賦課し、または、撤去することに過ぎず。されば、單に、政府の政策の中にも、僅かに、その一部分を占むるのみ。然るに、なほ、この政策は、前章の結末にて、特に、切言したごとく、國際分業を左右する、原因の一たるに止まれば、漫りに、歴史上の事實を取り來りても、これも、自由貿易の結果なりといひ、かれも、保護貿易の效能なりと論ずるの誤りなることは、照々として明かなり。されど、およそ、國家の政策は、一朝時運に投ずるに當りては、忽ちにして、産業發達の障害を撤去し、回天の功を奏することを得るものにして、關稅の政策は、政府の産業政策中最も有力なるものの一なり。従つて、これを用ひて、その當を得ると得ざるとは、國民の幸福に、大關係あるは、言を俟たざるなり。

思ふに、自由放任論と稱するも、その内には、種々の分派ありて、決して一樣ならざれども、そのすべての一致する點は、要するに、個人の自利心の向ふ所に、放任するを以て、政府の干渉に、勝れりとするなり。即ち、外國貿易の結果として、國際分業の行はるるも、個人の自利心に依るものにして、その自利心は、最も己に適する産業を選ぶにより、別に、他人の助力を要せずして、みづから、進むべき道を進むべし。政府が、内國の産業を保護せむとして、外國品に輸入税を課するときは、徒らに國民の生活費を増す、弊害を來すに過ぎざるなり。^(五二)然れども、個人が、事業を營むは、元來、その報酬を得るをもって、目的とす。報酬なき事に、資本勢力を投ずるは、自利心の作用にあらず。然るに、天下の有益なる事業は、必ずしも直接の報酬を生ずるものにあらず。また、結局公衆の禍害となること(五三)とき事業も、一個人に對しては、報酬を生ずる場合あり。されば、單に個人の爲すに任ずるときは、或は、社會の生存發達に、必要な事業を抛棄して、また、起つこと能はざるに至らしむべし。また、これと同時に、社會の生存發

達を沮害するとき事業の、存在を許すことなしとせず。現に本論にて研究したる所に依るも、外國貿易は、一方にて、莫大なる利益を生ずるに拘らず、他方にて、國民經濟の禍害を爲す場合、一にして足らず。或は、地方的分業の狀態を、革新する結果として、或一國の生産者に、轉業の困難を感ぜしめ、延いて、國民全體の恐慌を惹き起すことき、虞ある場合あり。或は、戰爭のために、貿易の途を絶たるるによりて、諸商品の需要供給に、過不足を生ずる場合あり。或は自然的、人文的條件、既に具はるも、外國貿易にて、馴致せられたる習慣の結果、容易に、農業時代を脱して、商工業時代に入ること能はざる場合あり。^(五三)なほこの他に、外國貿易は、生産と消費との距離を、遠隔ならしむる結果として、恐慌の害を大にする弊あるものなり。然る時は、苟も事物の害を去りて、その利を收めむとすれば、これらの弊害を、矯正する途を講ぜざるべからず。さて、國家、特に、その關稅政策は、由來萬能にあらざるも、またこれに關して、多少の效を奏すべき場合なしといふべからず。この故に、極端なる自由貿易主義は、決して、直ちに、首肯すべき價値なきなり。

然れども、保護稅が、國民の生活費を、高くすといふ論點に至りては、決して、疑ふべからざる、眞理なりといはざるべからず。蓋し、外國品に課せられたる、一の輸入稅が、何人によりて負擔せらるべきかは、頗る、困難なる問題にて、その答案は、場合に依りて異なる。即ち、物品の國際價格は、貿易國間の、相互の、需要の平均にて定まれば、輸入國の、輸入品に對する、需要の強弱が、直ちに、その輸入稅に對する、内外國人負擔の、割合を定むることとなる。かつ、或物品を輸入する國は、通例一國に限らざれば、課稅國の需要高の、世界における、その物品の、總需要高中に占むる割合も、また、同じく、國際價格を定むる標準となる。然れども、すべて、これらの關係は、精密なる數字をもって、明かに、計算すること能はざるなり。ただ、實際上、輸入國が、シヂウイク氏のいへる、「バイヤース・モノポリ」^(五四)(買方の獨占)を有する場合には、輸入稅を、外人に轉嫁せしむることを得べきも、その他の場

合には、内國人が、その大部分を負擔するを常とす。然れども、以上にいふ所は、一般の輸入税に關することにて、ただ、保護の効果を有する輸入税、即ち、保護税のみにつきていへば、その負擔者は、内國消費者たるは明かなり。抑、内國の産業を保護するには、輸入品の代價を、内國の生産費と、同様の點まで、上らしめざるべからず。さて、輸入品の代價を高くするは、即ち消費者をして、租税の負擔者たらしむるものなり。要するに、保護税にて、内國人民の負擔に歸せざるはなく、外國人の負擔に歸する輸入税にて、保護の實績あることなきなり。されば、この一點に關しては、自由貿易論は、確かに、一箇の強みを有せり。もし、保護貿易論にして、これと優劣を争はむと欲せば、必ず、他の點に、一層、大いなる弱點を發見せざるべからず。

既に、保護貿易論は、右の一點にて、自由貿易論に、一籌を輸したりとせば、更に、保護論者の説く所、果していかん。これより一々、その批評を試みむ。

第一、保護税は戦時の危険に對する豫防法なる論

この論を主張するものの説によれば、外國貿易をして、最も、極端なる發達を遂げしむる時は、國民の需要品の大部分を、他國の供給に仰がしむることとなるべし。されば、一朝戰端を開くに當りて、外國の供給絶ゆる時は、國民は、更に、これを、第三國に求むるか、或は、國內にて、急に、これらの産業を興さざるべからず。これ、決して、容易の業にあらざるのみならず、必ず、非常の危険を伴ふべし。現に英國は、ナポレオン戰爭の以前に、その穀物の供給を、ポーランド、およびプロシアより得たるために、有名なる「コンチネタル・システム」の、布かるる(五五)とひとしく、一時、非常の困難を感じ、急に、荒廢せる畑地を耕作するによりて、僅かに、その孤立を全うすることを得たり。また、同國は、米國南北戰爭の際には、從來、その、棉花の供給を、一に南方諸州に仰ぎしにより、その輸入の杜絶すると共に「棉花饑饉」を惹き起したり。かくのごとき、危険を防ぐ方法は、即ち、保護税の賦課により

て、平時より、國內に、なるべく、多種類の産業を維持するなり。尤も、熱帯地方の特産物を、温帯國內にて生産することときは、到底、望むべからざれども、少なくとも、人民の生活に、必要缺くべからざる食料と、原料とは、これを、他國に仰がざる道を講ぜざるべからず。これ、實に、治に居て亂を忘れざる策なり。

思ふに、この説は、國民敵愾の氣勢旺盛にて、屢、兵火の禍を見る時代には、最も、重要なことにて、即ち、アダム・スミスが、「防禦は、便利より大切なり」といふ理由の下に、雙手を舉げて、古への、「航海條例」に賛成したる所以なれども、その、果して、今日の時勢に適したる説なるや否やは、頗る、疑ふべし。蓋し、今日、一國が、世界各國を敵とする場合は、到底、想像すべからざるのみならず、一二國との戦争に際しても、全國の沿岸を、悉く、封港せらるるとき事は、皆無と見て不可なからむ。されば、實際上、穀物輸入の途の、全く杜絶する場合はあらざるべし。かくのごとき、絶無稀有の場合に備へむために、平時に、國民の食物を高くするは、不得策なりといはざるべからず。原料に至りては、たとひ、その供給絶ゆるとも、全國民をして、餓死せしむることなければ、右の議論は、一層、有力に應用せられ得べし。元來、地域廣からざる英國、または、日本のごとき嶋國は、内國産の原料のみにて、その工業を支へむとせば、決して、世界の大工業國たる地位に達すること能はず。既に、小嶋國にて、商工業國たること能はずとすれば、竟に、充分の經濟的發達の望なきこと明かなり。果して然らば、戦時の困難は、寧ろ、これを忍ぶの至當なるを知るべし。但し、關稅以外の政策として、たとへば、海軍を強大にし、武裝的平和を擔保し、かつ、有事の日に備ふるごときは、おのづから、必要の方策にて、古來、商工業國と、海軍國とが、一致する所以の理も、またここにあり。

第二、保護税は恐慌の救済策なる論

外國貿易は、國際分業なり。されば、分業の利益を生ずると等しく、その害の伴ふは、免るる事能はざるなり。恐

慌は、即ち、國際分業の害の一つなり。かくて保護税に依りて、外國貿易の極端なる發達を制限し、これによりて恐慌の力を殺がむとする論を生ず。蓋し、地方的分業の、規模過大なるにより、生産者と、消費者とを遠ざけて、物品の供給者をして、その需要の前途を豫想する困難を大いならしむるは、實に、近世經濟組織の、最大缺點にて、國際分業の弊は、その特に、甚しきものなり。されば、この弊を矯正する策を講ずるは、まさに、目下の緊急問題といはざるべからず。これ、即ち、米國の學者エー・エフ・ウァーカー氏が、右の説を推して、保護論者、唯一の論據と稱したる所以なり。^(五七)然れども、この説は、國際分業の弊のみを見て、その利を度外視したる嫌なきかを、疑はざるを得ず。米國のごとき、國土廣大にて、物産の種類も、豊富なる國にては、保護策によりて、自足的國家を作るも、甚しき困難を生ぜざるべきも、日本のごとき小國にて、これを施さむとせば、殆ど、維新前の、矮小なる經濟組織に立戻るの外なく、國民の發達に、大いなる沮害を生ずべし。この大害あるに比すれば、寧ろ、恐慌の害毒の、小なるに安んぜざるべからざるなり。かつ、米國のごときも、國內の分業によりて、その經濟の、充分に發達したる曉に至れば、外國貿易によるの外、その國民的膨脹を繼續する能はざれば、この場合には、必ず、自足的政策を棄つるに至るべし。今、假りに、國內の發達、最高潮に達する頃までを限り、保護策を行ふとするも、もし、その税率の、割合に高き時は、國內の生産者は、「トラスト」「コーナー」「リング」等の方法により、消費者の利益を犠牲にして、みづから、獨占の利潤を占むる事あるも、外國品の競争によりて、これを防遏する手段なかるべし。かつ保護税の税率は、制定の當時にては、國內の生産費（金錢上の）と、外國の生産費との差額に符合するも、その後に至りて、常に、その差額と符合せしむるは、到底、能はざる事なれば、多くの場合は、多少、國內の獨占を、誘起せざる能はず。^(五九)米國、および、獨逸における、近來の經驗は、これを證するに足る。なほ、最後に、この策の、最も、大いなる缺點を述べれば、小國にては、保護税は、單に、國民の發達を妨げ、國內の獨占を生ずるのみならず、その目的た

る、恐慌の害をも、除くこと能はざるなり。近世の恐慌は、近世産業組織の特産物なれども、往時には、また、おのづから、往時の恐慌なきにあらず。これ、即ち、饑饉にして、この饑饉の弊を除きたるものは、近世の産業組織に外ならず。されば、今、外國貿易を制限して、自足的國民經濟を組織せむとするは、恰も、近世の恐慌に代ふるに、往時の恐慌をもつてするに似たり(N.A.O.)。また、その良策にあらざること明かなり。更に、これを、大國につきて見れば、凶作の、全國に生ずるときはなかるべけれども、その害の甚しからざるは、即ち、國內分業の規模、大いなるによるものにて、國內分業の規模大いなるは、即ち、保護税によりて、恐慌の防がる度合の少なきを示すものなり。ただ、國內の事情は、外國の事情よりも、豫想し易き理あれば、國內分業の規模の大いなるは、國際分業の規模の大いなるごとく、經濟上の不調和を甚しくせざるべし。要するに、恐慌を防ぐ目的を以て、保護税を置くは、策の得たるものにあらず。但し、大國にて、他の目的にて、制定せられたる保護税のその税率の恰當なる結果、他に害を併發せずして、多少、恐慌の力を殺ぐ結果を伴ひたりといふものあらば、その論理の正しきこと明瞭なり。

第三、保護税は、國民の産業を多様ならしむるによりて、種々の利益を生ずる論

保護税は、不適當なる産業をも、發生せしむれば、國內の産業を、多様にする效あるは争ふべからず。然るに、國內の産業の多様なることは、國民に取りて、利益を生ずるものなれば、この目的のために、保護論を唱ふるものあり。國內の産業の、多様なるによりて生ずる利益の、最も、著しきものは左の二項なり。(第一) 一種の産業に關して、不景氣を生ずるも、他の産業の好景氣によりて、これを補ふにより、國民一般の恐慌を生ぜざること、(第二) 國內の青年をして、その性質に、最も、適當する事業に向はしむることなり。

今、第一の點につきては、第七章に述べたるごとく、これをもつて、國民經濟生活の、基礎を鞏固にする、必要條件と信するなり。然れども、その條件を得る手段として、保護税の方法を取らむとする説に對しては、無條件にて贊

成すること能はず。蓋し、國民經濟生活の基礎を固くする目的に對しては、必ずしも、自足的組織を形成する必要なきにより、あらゆる輸入品に對して、關稅を課する說には反對せざるべからず。また、この目的に對しては、必ず、種類の、頗る、異なる産業を兩立せしむる必要なければ、小國にて、永遠に、農業を維持せむとすることき策にも、反對せざるべからず。ただ、農業國につきていへば、耕作・牧畜・林業等を並立せしめ、工業國につきていへば、紡績・機械・製藥等を並立せしむるを以て、最も、望ましきことと信ず。これらの範圍内にて、不利益の、割合に少なき事業を保護して、技術の進歩を促し、人爲の便法にて、天然の不便を壓倒するに至りて、その稅則を廢せむとするものなり。されば、この場合には、勿論、保護策と、共に、技術の奨勵に關する教育、その他の制度を併置する必要がある、言を俟たず。即ち、この說は、後段に述ぶる所のリスト等の、「幼稚なる産業の保護」、即ち、教育稅に酷似せる者にて、或は、教育稅の、緊要なる一部と稱するも可なり。但し、保護策には、必ず、多少の弊害を伴ふものなれば、もし、保護稅以外の方法にて、この目的を達するに適するものあらば、敢て、右の說を棄つるに躊躇せざるなり。

第二に、多様な産業が、國內の青年に、職業選擇の便を多くする說は、明かに、正當なり。然れども、その效の現はるる程度に至りては、決して、顯著ならざるべきも、また、常識の教ふる所なり。されば、單に、この目的のために、保護稅を設くるは、思ふに、保護論者も、賛成せざる所なるべし。要するに、この利益は、他の目的のために置かれたる、保護稅の副産物たるに止れり。

第四、保護稅は、經濟界の激變を防ぐ論（即ち、防衛關稅說）

従來、輸出入禁止、もしくは、非常に重き保護稅を實行し來りしにより、不適當なる産業までも、發達せしめ居る國が、新に、その門戸を開放して、外國貿易を營むに、もし、その國が、割合に、多量の貨幣を、流通せしめ居ると

きは、正貨の輸出超過によりて、國內の物價下落し、相手國の物價と、平均するに至るまでは、外國の商品は、頻りに、內國の市場を横行し、內國の生産業をして、止むを得ず、悉く、停止、または減縮せしむることなきを保せず。かくのごとき状態が、數年の久しきに亙るときは、資本家は、その資本の下落に苦しみ、勞働者は、その糊口の道を失ひ、國民を擧げて、恐慌の慘狀に瀕せしむべし。然るときは、金銀の流通、外國と平均を得て、新に、その適當なる事業を起すべき時機到來するも、人民の技術、元氣共に、荒廢したれば、容易に、以前のごとき、健康體に復する事能はざるべし。これ、既に、第四章に論じたることにて、實に、經濟上の變化の急激なるより生ずる害なり。この害を避けむには、保護税の方法を取るべしといふものあり。即ち、かくのごとき場合の保護税の制度は、まづ、相當の輸入税を制定して、一時に、外國品の侵入し來るを防ぎ、然る後漸次に、その率を遞下して、數年の後に、全く、自由貿易の状態に變ぜしむべきなり。然る時は、物價は、勿論、低落すべきも、その速度は、頗る、緩慢なれば、各種の産業は、漸次に、自然淘汰の作用を受け、資本家も、勞働者も、大いに、苦痛を和ぐることを得べし。従つて、國民が、技術上、精神上の墮落を來すが如き、虞なかるべし。この説は、獨逸人の、いはゆる防衛關稅主義にて、前にいへる、鎖國政策の下にありし國の外、一時、戰爭にて、外國貿易の途を絶たれ、國內に、不適當の産業を發育せしめたる場合、および外國にて、新に、技術上の發明行はれ、もしくは、廣大なる原野の、開拓せられたるとき場合にも適用せらる。現に、獨逸にては、曾て、その保護主義を捨てて、自由主義に移らむとするに際し、英國の製造品の、襲來を防ぐに唱導せられ、また、海上の運輸事業の發達に伴ひて、米國中央部の穀物、侵入し來りしときも、その穀物に對して、適用せられたり。この米國産穀物の場合には、歐洲大陸の諸國、みな、獨逸に倣はざるはなかりき。また、米國にても、ナポレオン戰爭後、即ち一八一六年には、新に、遞下税法を行ひ、南北戰爭後には、戰爭中の、收入のために課したる稅率を、そのままに繼續したり。

思ふに、およそ、經濟界の發達は、四季寒暑の更代のごとく、勉めて、その急激なる變動を避けざる時は、必ず、資本の破壊を來すものなり。されば、國際分業の革新せらるるに際しては、たとひ、その慘害、全國を荒蕪に歸せしめむまでの、極度に達せざるも、なほ、著しく、轉業の困難を生ずべき、虞あるときは、最も注意して、その急變を避くるに、勉めざるべからず。この場合に、一時、保護税を設くるごときは、蓋し、已むを得ざる措置なりと知るべし。自由貿易論者中には、或は、この場合を以て、國內に、新發明の行はれたる場合に比し、舊式の不廉なる生産法の、撲滅せらるるは、寧ろ、當然なりと説くものあれども、新發明の場合に、これを、自然に放任するは、その急變の害なきためにあらずして、これを防止する方法なきためなり。然らば、新貿易の場合には、保護税と稱する、防禦法あるにより、これを用ふるに、何の不當かあらむ。然れども、斯くのごとき場合の保護策は、多くの弊害を伴ふにより、固より、輕々しく、これを採用すべからず。第一に、保護税の結果は、必ず、内國の物價を高くして、消費者の利益を殺ぐものなれば、生産者の受くる利益は、この消費者の損害を償ひて、餘裕ある場合の外は、決して、この策を行ふべからず。(これ等の利害は、みな、統計上の數字によりて、やや、精密に、計算するを得るなり。)特に、外國より、廉價の穀物、輸入せられむとする場合には、善く、右等の事情を審査せざれば、或は、空しく、少數の地主に對して、無法の地代を與へむがために、大多數の商工業者、および小民を苦しむる、拙策となるべし。英國が、ナポレオン戦争後に、有名なる「穀物法」を置き、その後、容易に、これを廢止せざりしは、即ち、この、拙策に陥りしものにて、一八四六年にいたりて、これを撤去せしは、頗る、時宜に適したる處置なり。また、先頃、獨逸帝國を通過したる新關稅法(六)のごときは、まさに、英國の最初の誤りを、再びするものにて、最も、拙なる處置なり。その他、この策を取るに當りて、注意すべき點は、稅率遞下の原則を、嚴重に勵行することなり。もし、然らずして、この、一時の小策を、永遠の國是とすることあらば、本來、絶滅に歸すべき産業をして、不當に繁榮せしめ、た

だに、消費者の損害をきたすのみならず、あるひは、保護税の温室内に、獨占業の黴菌を、飼養する奇觀を見るべし。これ、獨逸、および、米國にて、現在、實驗せられつつある所なり。

されば、この防衛關稅の説は、理論上、間然するところなきにかかはらず、輿論の幼稚にして、立法機關の健全ならざる國は、非常の場合の外、寧ろ、これを用ふる例を、聞かざるを可とするなり。

第五、保護税は生産力を養ふ論（即ち教育税）

現在の保護税説中、最も、重要なものにて、自由貿易主義を原則とする學者中にも、ひとり、この説に對し、反對を唱へざるもの少なからず。現に、ミルの如きも、この説のみは、經濟上、無難なりと評したり。元來、この説は、米國獨立の當時、政治上、百般の制度の創立に參與したる、アレキサンダー・ハミルトンの唱へたるを初とし、その後、多くの學者の、賛成を博したれども、その思想の、最も、學理的に、その説明の、最も明快なるは、實に、フリードリッヒ・リストの著『國民主義の經濟學』なり。リストは、同書中、「學說篇」の初めに、舊來の學者が、自由貿易主義を以って、唯一の金科玉條と思ひ居るは、畢竟、經濟學全體の系統上、論據を誤れるに起因せり。さて、その第一の誤りは、かれらが、個人および世界あるを知りて、國民あることを忘れたるなり。第二の誤りは、交換價格あるを知りて、これより、一層大切なる、生産力あることを知らざりしなり。かくて、或は、戦時における、國際分業動搖の、禍を防ぐ必要を説き、或は、國內産業の獎勵によりて、外國の資本、および、努力を誘入する利益を唱へ、滔々數萬言、専ら、歴史的觀察法に基きて、四方八面より、正統派の經濟學を攻撃したり。然れども、今、單に、その生産力の發達に關する議論のみを摘記すれば、大要左のごとし。

抑、今日の經濟學者は、富の増殖をもつて目的とし、交換價格を以って、富の標準とすれども、元來、吾人の、最も、貴しとするは、富にあらずして、富の生産力なり。交換價格にあらずして、殖民の技術、品性なり。スペイン

は、世界の風潮にさきだちて殖民政策を實行せしにより、一時は、無限の富を致したれども、人民の自由を奪ひ、その生産力の發達を沮害したる結果、終に今日の衰運を招きしにあらざや。これに反して、北米合衆國は、その獨立戰爭のために、數億の損失を蒙りたれども、獨立後における、未曾有の大發達は、よく、この大損失を償ひて、なほ、餘りありしにあらざや。生産力の、富よりも重んずべきこと、明かなりといふべし。かの、保護税のごときも、また、然り。保護税は、その結果として、一時、國內の物價を高くする不利あれども、もし、これがために、生産力を育成して、數年の後に至り、外國の輸入を仰ぐよりも、一層、低廉なる産物を出すことを得る場合には、宜しく、進んで、その策を取るべし。一時の交換價格に戀々して、國民永遠の、生産力を捨つるとき愚を爲すべし。されど、およそ、國家の政策は、あらゆる場合に利益を生ずるものにあらず。保護税策を用ふる、またおのづから、その時期あり。思ふに、熱帶、および、寒帶の地方は、暫くこれを措き、ただ、温帶地方のみにつきて見れば、國民の發達する順序は、蓋し、四期あり。即ち、牧畜時代、農業時代、農工時代、農工商並立時代なり。この第一、第二の時代には、國民は、なほ、未開の状態にあり、技術の觀念も、また、きはめて、幼稚なるものなれば、國家は、宜しく、優等國との自由貿易を奨勵して、一般の文化を進め、農業の改良を促さざるべからず。然れども、既に、この時代を經過して、國民が、多少の工業を營むに至りたる時は、これをして、外國の競争に堪へしむるために、暫く、保護税の障壁を設けて、平和なる發達を遂げしむるを要す。而して保護策の結果として、國民の經濟、大いに發達したる上は、再び、自由貿易の主義に立戻りて、結局産業の、世界的統一時代に趣く、準備をなすべきなり。今、獨逸、および、米國のごときは、この中間の、農工時代にあれば、一層、進歩したる英國に向つて、自由貿易の途を開くは、最も不可なり。^(八二)要するに、リストの説は、動もすれば、物質主義の弊に陥らむとする所の、舊來の、經濟學の範圍を脱し、新に、生産力の思想を發揮したるものにして、善く、今日の、歴史的研究の結果と調和せり。然れども、

更に、進んで、これを、實地に應用せむとするに當りては、なほ、大いに、思慮を費すべき問題あり。蓋し、一概に、國家の工業を保護すべきは、農工時代なりといふも、勿論、あらゆる種類の工業に對して、一切平等の保護を與ふるは、不可なること明かなれば、その内、いかなる種類の工業を保護すべきかを、決定する必要あるなり。さて、その標準は、大概、左の二つに歸すべし。

(第一) 保護の目的は、保護を受くる工業をして、後年、完全に、成立せしむるにあれば、この、完全なる成立が、永久の障害によりて妨げらるる工業に對しては、始めより、保護の方針を取らざるを可とす。されば、リストも、熱帶國と、溫帶國との間には、全然地方的分業を行ふべきことを説きたり。また、現今、わが國にて、鐵鑛業を保護せむとすることは勿論、思ひ及ばざる所なるべし。

(第二) 保護の目的は、自立すること能はざるものを、興起せしむるにあれば、既に、自立の力を具へたるものに、これを施すべからず。従つて、新規の工業は、すべて、これを保護すべしといふ論は立ち難し。たとへば、既に、綿紡績の事業充分に、發達せる國には、技術上の状態、これと酷似せる毛紡績業を起すに保護税を置くべからず。

されば、リストの定めたる保護時代にも、實際保護せらるべき事業は、稍狭き範圍に限らるるなり。かつ、この場合にも、税率を、適當の程度に止めて、國內獨占の弊を、生ぜしめざるに勉むべきは、防衛關稅の場合と異なる事なし。要するに、保護税の制度は、一般消費者の利益を犠牲として、比較的少數の生産者を利するものなれば、その施設は最も、慎重なる注意をもつてせざるべからず。

さて、前述の五箇の議論は、種々の保護論中、最も、學理的基礎に富むものにて、或は、保護税は、労働者の所得を増すといひ、或は、勞銀の高き國に、必要なりといひ、或は、内國商業を奨励するによりて、資本の效用を倍すといひ、紛々擾々として、盡くる所なけれども、現今の時勢に、實際の應用に適するは、結局さきに擧げたる、最後の

二説に歸せざるを得ず。この二説の場合には、保護の利益は、確かに、消費者の損失を償ひて餘りあり。されば、保護といひ、自由といふも、要するに、その時を得れば榮え、その法を誤まれば、破るるものにて、政策の妙は、時代の潮流に乗ずるに外なきなり。なほ、保護論者が、保護の手段として、主張する所の制度には、輸入税の外、輸出税および、輸出奨励金あり。輸出税は、土地の肥度、もしくは、鑛山の生産力を保存するために唱へられ、輸出奨励金(六四)は、自國の生産物をして、外國の市場競争に、勝たしめむがために勧めらる。而して、兩者、共に、或特別の場合に、多少の利益なきにあらざれども、前者は、徒らに、同種の産業を有する他國をして、その隙に乗ぜしむる虞あり。後者に至りては、全く、他國の産業を荒廢せしめむとする、一時の權道に過ぎず。かつ、深く、これを論争するもの少なければ、殊更に、論述せず。

第十章 日本と外國貿易

以上九章にて、外國貿易に關する、理論の研究は、大體、終を告げられたれば、本章には、これらの理論の、わが日本國にて、いかに行はるかを論じて、この論を結ばむとす。然れども、元來、經濟上の事實を論ずるには、多くの統計、歴史等の材料を要すれば、非常に勞力を費すにあらざれば、決して、その完全を期すべからず。特に、わが國のごとき、經濟史の研究、未だ幼稚なる國にて然り。されば、本章に述ぶる意見のごときも、頗る不確實なることなきを保せず。これ、余の、最も遺憾とする所なり。

外國貿易の利益は、地方的分業を盛んにするにあり。然れども、内國貿易も、また、地方的分業を起す効果を有せり。地方的分業の利益は、分業の行はるる、各地方の、氣候・風土、その他の自然のおよび人文的狀態を異にする場

合に、愈、大いなり。従つて、大體につきては、地方的分業は、その行はるる地域の廣大なると共に、益、顯著なるものなり。されば、大國は、國內商業のみによりても、その利益を受くること大いなれども、小國に至りては、外國貿易によるにあらざれば、よく同様の利益を得ること能はず。わが國の過去四十年間に、經濟上、長足の進歩をなしたるは、主として、西洋の文明を輸入し、かつ、これを同化したる結果なれども、外國貿易によりて、狭小なる地方的分業の區域を、一時に擴張したる功、また、與つて力あり。今、その效果の、いかなる點に、いかなる程度に現はれたるかを、充分に、記述すること能はざれども、單に、古老の語る所によりて、維新以來、外國輸入品のために、壓倒されたる産業と、外國輸出のために、擴張せられたる産業とを比較するも、前者の與へたる利益に比して、後者の、著しく勝れるは明かなり。たとへば、外國棉花の、輸入開けしにより、大和・和泉・伯耆等の綿作は、殆ど、廢せられたれども、その代りに、巨大なる紡績工場は、大阪を中心として、全國の重要都市に起り、從來の産綿地方は、米穀、その他の作物を耕作して、舊時に倍する、生産を續けつつあるにあらずや。また、わが國は、外國品の輸入によりて、砂糖、および、藍の産額を減じつつあれども、他方には、外國輸出のために、莫大なる製絲業、絹織物業等の、大いに起れるあり。これみな、わが國情に適せざる事業を棄て、これに適する業に移りたるに外ならず。また、更に進んで、この移動の赴きつつある方向を研究するときは、歴々として、國勢の農業時代を去りて、工業時代に遷りつつあるを見るべし。固より、一國の國勢はいかなる状態にあるかといふごとき問題を、精確に證明するは、至難の事業なれども、單に、その大勢を卜する方法は、全くなきにあらず。たとへば、わが國の、明治元年以來の、外國貿易統計表を見るに、輸出品は、初めは、専ら未製品、または、粗製品なりしが、明治二十年以後に、著しく、その形勢を變じ來りたるを發見すべし。即ち、明治二十年の輸出總額は、これを金貨に換算して、およそ、八千萬圓なるに對し、同三十四年の額は、二億六千萬圓に上り、この十四年間に、三倍餘の増進をなしたり。この内にて、精

製品の増加歩合は、五倍二割七分に當るに對して、粗製品は、二倍五割五分、未製品は、三倍六割六分の増加をなしたるに過ぎず。明治三十四年の輸出總額中、右の三種の物品の占むる、百分率を見れば、精製品は、二四・七、粗製品は、四七・五、未製品は、二七・六に當れり。^(六六)また、飜つて、輸入貿易の變遷を驗するに、明治元年の總額は、およそ一千萬圓なりしに對して、同三十四年の總額は、二億五千五百萬圓なり。(尤も、元年の計算は、金銀を混合せる故に、その真相を知る事難けれど、今日の金貨に換算すれば、大概、その二倍に當るべし。)この内、製造品の輸入額増進の割合は、僅に、十倍に過ぎざるに對し、原料品の割合は、およそ、百倍に達せり。またこれを、同一年度における二品相互の割合にて示せば、明治五年には、製造品三七・五に對する、原料品一なりしが、同二十五年には、一・五に對する一となり、三十一年以後は原料品却つて製造品の上^(六七)にあり。これ、明かに、わが國工業の進歩の著大なるを示したるなり。更に轉じて、これを、穀物供給の點より見るに、わが國の穀物輸出額は、到底、その輸入額に及ばず。明治二十三年より、同三十二年に至る、十年間の輸出平均額は、五百九十萬圓なり。これに對する輸入平均額は、一千百五十萬圓^(六八)なり。その間には、かの、明治三十年、米の大凶作ありて、一時に、非常の輸入を見たるをもつて、この大凶作を、六十年間ごとくに、一回の出來事として、輸入平均額に割引を施すも、なほ、七百三十萬圓の輸入を見込まざるべからず。且、わが國の人口は、年々、百分一の比をもつて、増加しつつあるに對して、米穀の産額は、明治二十年以來、常に、三千七八百萬石の平均を保つに過ぎず。その食物供給の大部分を、外國に仰ぐに至るは、決して、數十年の後を俟たざるべし。然らば、この點より見るも、わが國は、今まさに、工業時代に入らむとする事を斷言すべし。また、更に、全國の職業調査を行ひて、各業に従事する人口の數を見れば、益、この斷言の誤らざるを證すべし。來る明治三十八年に執行すべき國勢調査は、即ちまさにこの點を明かにせむとするものなり。

既に、外國貿易の、わが國に與ふる利益は、かくのごとく大いにして、その利益は、主として工業の擴張によりて

生ずるも、また、右に述ぶるがごとしとせば、外國貿易の手段によりて、わが國は工業國として、いかなる程度まで、進歩せらるべきかといふ問題におよばざるを得ず。然るに、わが國の位置は、二十世紀の、世界の交通線に、最も、重要な地點を占め、海岸の屈曲多くして、長港灣に富み、石炭坑は豊富なり。かつ蠶業に適し、鐵・棉花・羊毛のごとき、原料品の産地に接近せり。この事實は、世界の學者・政治家等の輿論にて、また、人民の氣力の旺盛なると、その人口の繁殖力の著しきとは、過去の歴史に徴して信ぜらるるなり。即ち、わが國は、かの國際分業の組織上、工業國として覇を唱ふべき絶好の状態を具ふるものなり。但し、原料の、わが領土内に、生産せられざるものあるにつきては、世間、多少の憂慮を挟むものあり。これ實に、至當の憂慮なれども、この憂慮は、決して、右に述べたる、他の好事實を、抹殺する事能はず。却つて、技術上の發明、および、熟練の進歩に關して、國民の奮發を喚起する事となるべし。然れども、天與の惠福は、往々、人爲の愚策に滅却せらるる事あれば、更に、この前途多望なる國民をして、益、進歩發達せしむる道を、講ぜざるべからず。わが日本の政府は、過去の驚くべき進歩に對して、いかなる政策を取りたるか、また、將來に、一層、大いなる成效を收めむには、果して、いかなる政策を取るべきか。

思ふに、明治維新の改革は、政治上の、大變動なるとひとしく、社會上、經濟上の一大變動なり。政治の組織の、年少氣銳の改革家によりて、最も、大膽に遂行せられしのみならず、大は、陸海軍の軍需品より、小は、人民の日用器具に至るまで、靡然として、西洋の風に倣ひ、國民、舊來の物質的需要は、その根本より覆されたり。されば、鎖國の自足經濟中に成立したる、微細なる社會的および、技術的分業の組織は、瓦解し、諸般の産業の、無用に歸するもの、その數を知らず。加ふるに、連年、輸入超過の大勢は、滔々として、貨幣の流出を惹き起し、國庫の缺乏を補はむとて、發行せられたる不換紙幣の弊害と、あひ俟ちて、國內の經濟を紛亂せしめたり。これ、實に、經濟變遷

の、一大過渡期にて、まさに、保護税の、多少の效を奏すべき時なり。然れども、當時の政治家は、外國貿易策の、何ものたるを知らざりしのみならず、また、關稅を左右する權能を有せざりき。即ち、當時、わが國の關稅は、外國との條約によりて、從價五分の低率に、一定せられたるなり。されば、政府は、みづから手を下して、あらゆる工業に關する、西洋風の工場を新設し、費用の大きいなるを厭はず、只管、その技術を養成せむ事を企て、盛んに、外國の技術家を招聘して、青年の教育に當らしめたり。これ、實に、當時の政策として、最も、その當を得たる所置といふべし。蓋し新事業に關する、技術の發達を奨勵する事は、當時の時勢の最も急務とする所にて、假に保護稅策を取るとするも、また、この目的以外に、出づる事能はざりしならむ。されば、政府の、この政策は、確かに成效せり。即ち、かくのごとく、政府、みづから卒先して西洋風の技術と、西洋風の營業法とをもつて、事業を經營し、人民に向ふ所を示したる結果は、民間企業の勃興となり、政府の養成したる職工によりて、その技術を、一般に弘むるに至れり。たとへば政府は、明治五年に佛國技師の監督の下に、一製絲所を、上州富岡に設立し、初め、二百人の工女を募りて、その業を傳習せしめしが、さてこれらの工女は、後に交々入り來りたる、幾千の工女と共に、みな、製絲教師として、全國に散布せられ、これにより、各地に、製絲所の改良、および、設立を促したるもの甚だ、多かりしがごとし。その他、絹絲紡績・製紙・綿絲紡績・セメント、および、ガラスの製造のごときは、みな、政府の、直接に、手を下したる事業にて、いづれも、わが國工業の、面目を改むる功なきはあらざりき。されど、元來、官業の性質は、營利に適せざれば、これらの工場も、漸次に拂下げられ、明治二十五年頃までに、全く、この業を廢するに至れり。要するに、わが國の工業は、維新の初年には、混亂の状態にありしが、明治十年より、同二十七、八年までの間に、修養を積み、日清戰爭の終ると共に、既に、膨脹時代に入りしなり。現に、製造品および、原料品の輸入額を見るも、二十七、八年頃は正に、兩品平分の状態を示せり。されば、わが國の取るべき、關稅政策ありしとせば、明

治十年以前には、防衛關稅を行ひ、その後、日清戰爭までは、教育稅を布くべかりしなり。さて、今後は、専ら、かの膨脹の氣運に乗すべきものとす。膨脹の氣運に乗ずる道は、製造品の、舊來の販路を、鞏固にすると同時に、新開の販路を擴むるなり。販路の鞏固と擴張とは、自由貿易に俟つ外なし。然れども、ここに、自由貿易といふは、單に、政府の貿易に、干渉せざるをいふにあらず。政府は、進んで、外國市場の趨勢を調査し、これを、商人に報告し、または、港灣の設備を全うして、水陸交通の、連絡の便を開く如き、個人の實行し得ざる事業を起して、貿易の障害を排除するに、勉めざるべからず。また、特に、わが國の政策として、強大なる海軍と、堅固なる外交とによりて、清・韓その他、東洋の平和を維持して、わが輸出入の安全を期し、進んではこれら諸國と經濟上の攻守同盟をむすぶの心掛なかるべからず。最も、特別の工業にて、なほ、修養時代を出でざるものあらば、或は、新に、保護稅を制定する必要もあるべし。また保護稅に代ふるに、維新以來、慣用の、官立製造所をもつてするも可ならむ。たとへば、若松の製鐵所のごときは、後者の最適例なり。また、機械工業のごときは、將來、或は、この點に關して、吾人の注目を引くことなきを保せず。また、發明、および技術の奨勵のごときは、わが國勢上、官民の、最も、力を注ぐべき所なり。然れども、貿易政策の原則は、飽くまでも、膨脹的自由貿易主義たることを要す。輓近、世界の大勢を云々して、わが國に、保護策を擬するがごときは、斷じて非なり。

附 録

外國貿易原論 註釋

- 一 『國富論』第一編第二章の初めを見よ。
- 二 Bücher 氏著 Die Entstehung der Volkswirtschaft または、その英譯 Industrial Evolution を見よ。
福田徳三氏講述「史的研究經濟本論」(『經濟世界』續掲)を參考するも可なり。
- 三 Bastable 氏著 The Commerce of Nations 第二章の初め。
- 四 Rodbertus は、獨逸の社會主義の經濟學者なり。
- 五 *orkos* 卽ち *orkos* は、 그리스 語にて、家といふ義なり。而して、*orketai* 卽ち *orketai* は、奴隸を意味す。
Manor 又綴る。この事については Ashley, English Economic History and Theory, vol. I. Part I. ch. I. 又は Price, A Short History of English Commerce and Industry を參考す可し。
- 六 Burg, Burgh と綴る。今日にても、都府の名に、この語尾を有するもの多し。
- 七 Handicraft と綴る。親方が、年期徒弟と共に、作業に従事する工業組織をいふ。詳しくは福田氏の『勞働經濟論』を見よ。
- 八 Kaufleute, Mercatores, Negotiatores および Emplores と綴る。みな、あひ似たるものなり。
- 九 Modern Undertaking なり。Walker 氏の Entreprenur System なり。
- 一〇 農工商といふ如き、社會的分業の外に、大工、左官といふごとき、技術的分業を生じ、なほ、その上に、例へば、紡績工場の内のごとく、色々の細分を生ずるをいふ。
- 一一 十五世紀の終りより、十六世紀の初めにかけて、米大陸、および喜望峯航路の發見あり。彈藥の發明あり。また、戦術も大いに進歩したり。これらの事件が、いかにして封建制度を亡ぼししかを知るには、一般の歴史書を參考すべし。
- 一二 古のアレキサンダー、または、シーザーの帝國は、各種の民族を、同一主權の下に支配する、世界的國家なりき。また封建時代の諸侯は、一民族の内にて、割據的領域國家を作り居たり。然るに、今日は、大抵、一民族が、一國家を成せり。これを、國民的國家といふ。

- 一三 十八世紀の末における英國人の發明、即ち、蒸汽機關、その他の發明をいふ。
 - 一四 十九世紀の鐵道・汽船・電信等の發明、および、その普及をいふ。
- 右二項の參考書は、從來の商業歴史にて可なり。
- 一五 生産、交通等の設備は、十九世紀に、非常に廣大なるものとなりたり。
 - 一六 Marshall 氏著 *Economics of Industry* を見よ。この書には、本邦に井上辰九郎氏の譯本あり。
 - 一七 Bastable 氏著 *The Theory of International Trade*, p. 106 を見よ。
 - 一八 恐慌には、農業恐慌・商業恐慌・金融及通貨恐慌・信用恐慌等の種類あり。
 - 一九 地方的産業の事については、Marshall 氏著 *Economics of Industry*. Book IV. chap. X. を見よ。
 - 二〇 資本および、人口の移動の自由なる、二地方間にて、一方の利潤、および、勞銀が、他地方よりも、著しく高き時は、他地方の勞働者、および、貸付資本は、頻りに、一地方に入り來り、供給の増加によりて、おのづから、その、利潤、および、勞銀の率を低くす。然れども、資本、および、人口の移動が、不自由なる時は、かくのごとき、平均作用を生ずること能はず。
- 二一 取引の、大規模なるときは、同種の品物を、多量に仕入るる必要あり。また、大規模の生産者にあらずれば、その仕入に應ずること能はず。
 - 二二 同氏は、まとまりたる經濟原論を著さざりしが、その論文は、合本として出版せられ、學者間に重んぜらる。
 - 二三 各職業は、専門の熟練を要する故に、一の職業を捨てて、他に移るには、前に得たる熟練を、全く、無視するのみならず、新しき事業を、更に修練することとなれば、この轉業は、非常に困難なりとの意なり。
 - 二四 ミルは、矢張り、國內には、資本勞力の流通自由なれども、國際間には、これなしといふ前提を置きて、立論したるが、その不流通の原因は、重に、地域の遠隔なるにありといへり。詳には、同氏著『經濟原論』第三卷第十七章を見よ。
 - 二五 繼續的社會とは一時一所に集りて、また、直ちに、離散すること社会にあらず。各人が、一生涯、その内に居るを常とする社會をいふ。人類も、最初は、他の動物のごとく、集散離合常ならざりしが、後に、一定の社會をなすに至れるなり。
 - 二六 群 (horde) とは、二十五人乃至百人より成る大家族にて、常に同種族に屬する他の群と交通す。然れども、未だ、一個の首領を戴きて、軍國の體裁を具ふるに至らず。かくの如き群が、あひ合して、一定の土地を占め、やや、首領の如きものを

有するにいたれば、これを部族 (Tribe) といふ。更にこの、部族があひ集りて、大社會となり、共同の政治・宗教、および、産業組織によりて統一せらるるものを、民族 (Race) また國民 (Nation) といふ。

二七 獨逸の南部にある、ウルテムベルヒ王國の經濟學者にて、一七八九年に生れ、一八四六年に死す。當時、天下を風靡したる、アダム・スミスの學說に反對して、新旗幟を立て、また獨逸各邦の、互に、割據し居たる時に當りて、關稅同盟を唱へて、現時の獨逸帝國の成立を早めたる人なり。

二八 米國の北部にては、無論、棉花を産せず。また、羊を飼ふものは多かりしも、これは、肉を取るために、毛を刈るためにあらず。然るに、羊の種類、および、飼養法は、その用途の異なるによりて同じからず。當時、米國の農家にて、急に、その飼養法を改めしなり。然れども、米國の風土は、毛を生ずる羊を飼ふに適せざるなり。

二九 この時、英國のランカシャ地方にては、紡績工場は、みな、休業、または、時間短縮を行ひ、労働者は糊口の途を失ひて、慈善家の惠與に依頼するもの數萬に上り、民情騒然たり。これを有名なる棉花饑饉といふ。

三〇 帝國主義とは、自國の領土を擴張して、殖民地を作り、經濟上の利益を増進する政策なり。

三一 金銀政策 (Bullion Policy) とは、金銀の輸出禁止によりて、國內の貨幣流通額を増さむとする政策なり。

三二 貿易平衡論とは、輸出超過を奨勵して、金銀政策と同様の結果を得むとする政策なり。

三三 デヴィッド・リカルド (一七七二年生れ一八二三年死す) は、正統派經濟學の泰斗にて、その議論は、みな、演繹法を用ひ、歸納法を用ひず。ここに論ずる、國際貿易の原理のごときも、また、全く、演繹論なり。これ、歴史派學者の、攻撃の焦點となる所以なり。

三四 同氏著『經濟原論』

三五 余がここにいふ個人間の交換とは、その個人の生活せる社會に、自由競争の行はれざる場合にいへるなり。自由競争の行はるる社會には、個人間の交換價格に關する、理法を一定するを得るや勿論なり。即ち、通常の經濟書に説明せらるる、生産費または限界效用の説これなり。

三六 およそ、人事は、箇々の場合につきて見れば、千差萬別なれども、多くの場合を取りて、これを平均する時は、その内に、おのづから、一定の傾向あるを發見し得るものなり。たとへば、各家につきて見れば、男兒のみの家もあり、女兒のみの家もあり、また、男女を合せ有する家もある。然れども、一社會を取りて平均すれば、男女の數は、大約、同一なるを知

るがごとし。統計學者は、これを、大數觀察の法といふ。

三七 物の需要は、その價格の高くなるに伴ひて減じ、その價格の安くなるに伴ひて増すものなり。されど、價格の下落と需要の増加とは、必ずしも、反比例するとは限らず。下落の度が、需要増加の度に對する比率は、物品の種類によりて異なる。たとへば、米のごとき、生活の必需品は、價格の高下によりて、その需要を動かさること少なけれども、絹布のごとき、奢侈品は、價格の一高一下によりて、直ちに、その需要額に、影響をきたすが如し。余は、この比率を呼ぶに、假りに、物學の術語を採り來りて、膨脹率といひたるなり。

三八 「デマンド・プライス」とは、需要者の申出づる價格といふ意にて、「サプライ・プライス」とは、供給者の申出づる價格といふ意なり。需要者は、おのれの感ずる限界效用を標準として、價格を定めむとし、供給者は、おのれの負擔する生産費を標準として、價格を定めむとす。

即ちマーシャル氏の、この語ある所以なり。

三九 ミルのいふ所と一致す。

四〇 貨幣の效用は、交換の媒介たるにあり。即ち、その他品に對する購買力にあり。この購買力は、取引の高と貨幣の數量により決するものなり。即ち、取引の高多ければ多きほど、購買力大なり。貨幣の數量多ければ多きほど、購買力少なし。これを式にて表せば、

$$\frac{a \text{ (取引の高)}}{q \text{ (貨幣の數量)}} = x \text{ (貨幣の購買力)}$$

なり。然るに、およそ或國にて、或時に行はるる取引の高は、大抵、一定せり。即ち、右の式にていへば、 q が大なる程、 x が少なり。 q と x とは、反比例をなす。

四一 この一段、第四章の終りと對照して讀むべし。

四二 註釋(四〇)中の式は、左の如くならざるべからず。

$$\frac{a \text{ (取引の高)}}{q \text{ (貨幣の數量)} + c \text{ (信用の數量)}} = x \text{ (貨幣の購買力)}$$

されば、 c の増減が q の増減に比例せざる以上は、 q と x と反比例する能はず。信用の伸縮自在なりといふ論者は、 c が q

に關係なく、増減することを主張するに外ならず。

四三 同氏『經濟原論』

四四 この際には、内國にて、恐慌を惹起すべきは明かなり。

四五 英語にて、これを Banking Principle and Currency Principle といふ。詳しくは、Walker の「貨幣論」を見よ。

四六 古の家内經濟、または、都府經濟の時代に、競争もなく、分業も、また、至つて簡單なりし事を想起すべし。

四七 恐慌の歴史には、Hyndman 著「History of Crisis in the XIXth Century」あり。田尻博士の『經濟史眼』もまた可なり。

四八 「トラスト」は、生産を獨占し、消費組合は、消費を獨占す。さて、獨占は、すべて、競争の反對なれば、恐慌の害を殺減す。

四九 スエズ運河の開通以前には、ジャヴァおよび、ビルマの米が、歐洲に行かざるゆゑに、イタリーが、唯一の米産國と考へられしなり。

五〇 戦争が、國際分業を動搖せしむるは、第一章にも述べたり。

五一 後に説明すべし。

五二 看易き例にていへば、河川の水源にある、森林を保護する時は、水害の災を除きて、公衆の幸福を増せども、その森林を保存したる人には、何等の報酬も來さざるなり。また、富貴の人が、自利心の作用によりて、數寄贅澤を盡すは、その人のためには、眞に、自己の慾望を充す所ならむも、世間一般は、これにより、少しも利益せず。これらは、みな、國家の干渉すべきことなり。

五三 この事は、別に明言せざりしも、國際分業の變動といふ章を一讀すれば、おのづから明かならむ。また、本章の末に記したる、リストの教育税説を讀まば、一層明了となるべし。

五四 或物品を需要する國が、唯一國のみなる時は、その國にて輸入税を課するも、生産國は、これを避けて、他に、販路を廣むること能はず。遂に従前の價格にて、その國に賣込まざるを得ず。然る時は輸入税は全く生産國人の負擔に歸すべし。この場合、シデウィック氏（英國の學者にて、兩三年前に死せり）は、輸入國が「買方の獨占」を有すと稱す。もし、歐米各國が同盟して、茶に輸入税を課すと假定すれば、日本・支那・印度等は、必ず、税の全額を負擔せざるべからず。然れどもかくのごとき場合は、勿論、稀有にして、多くの場合は、輸入税を課せらるるほど、その輸入品の代價は、高くなるなり。

- 五五 「コンチネンタル・システム」は、歐洲大陸と英國との交通を遮斷する政策なり。ナポレオンは、これによりて英國の商權を撲滅せむとしたるなり。
- 五六 「航海條例」は、英國船の外、英國の貿易に従事すべからずとの規定を設けて、英國の航海業を奨勵したるなり。こは、英國の海運業をして、世界第一等のものとする效ありき。「航海條例」の要領は、アダム・スミスの『國富論』第四篇第二章にあり。
- 五七 ウォーカー氏『經濟學』の、第二章八三項を見よ。
- 五八 みな同じ。
- 五九 國內の技術進みて、生産費は、安くなれども、外國よりの輸入品は、保護税のために、從來の代價より、安くすること能はず。されば內國の生産者は、同盟を結びて、外國品の競争なきを機とし、何時までも、舊時の代價を變ぜずして、普通以上の暴利を貪るなり。
- 六〇 日本にて、米に輸入税を課するとせば、（今日は無税なれども）凶作の時にも、朝鮮・印度等の米は、容易に、入り來らざれば、往時の饑饉を再現すべし。
- 六一 獨逸の穀物輸入税は、ビスマルクの時に、一〇〇「キロ」につき、五「マルク」なりしを、一八九二年に、カプリヴィが同三「マルク」に減じたり。然るに、農業黨は、再び、之を引上げむとて、奔走し、終に議會を通過せしめたり。
- 六二 リストは、一八四一年より四四年までに、その書を公にしたり。
- 六三 獨逸語にて Productive Kraft といふ。正統派の經濟學者の、Productive Power といふ語は、その意味全く異なれり。
- 六四 輸出税の例は、今日にては、英國に、石炭の輸出税あるのみ。この税の目的は、重に収入を得る目的なれども、また、一方にて、英國の石炭坑を、涸竭せしめざらむとするなり。米國にも、曾て、穀物の輸出税を課すべしといふ論は行はれたり。これは、他國人を養はむとて、自國の土壤を瘠せしむるは、不利なりといふ理由より來る。今日は、既にかくのごとき説を唱ふるものなし。
- 六五 輸出奨勵金の有名な例は、一八六九年以來、近頃まで、歐洲各國に行はれたる、甜菜糖の輸出奨勵金なり。詳しくは、田尻博士著『經濟史眼』第十三章を見よ。
- 六六 『東洋經濟新報』第三〇號（明治三十五年五月五日）を見よ。

- 六七 同第三二七號（明治三十五年四月五日）を見よ。
六八 同第一九〇號（明治三十四年三月廿五日）を見よ。
六九 横井時冬氏著『日本工業史』。